

令和元年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和元年12月6日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和元年12月17日 午前10時00分			議 長 田 中 政 司	
	散会	令和元年12月17日 午後3時25分			議 長 田 中 政 司	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	山 口 卓 也	出	9番	森 田 明 彦	出
	2番	諸 上 栄 大	出	10番	辻 浩 一	出
	3番	諸 井 義 人	出	11番	山 口 忠 孝	出
	4番	山 口 虎 太 郎	出	12番	山 下 芳 郎	出
	5番	宮 崎 一 徳	出	13番	山 口 政 人	出
	6番	宮 崎 良 平	出	14番	芦 塚 典 子	出
	7番	川 内 聖 二	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	増 田 朝 子	出	16番	田 中 政 司	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上大祐	新幹線・まちづくり課長	小野原博
	副市長	池田英信	市民課長	馬郡裕美
	教育長	杉崎士郎	健康づくり課長	
	行政経営部長	辻明弘	子育て未来課長	筒井八重美
	総合戦略推進部長	池田幸一	文化・スポーツ振興課長	小笠原啓介
	市民福祉部長	陣内清	福祉課長	
	産業振興部長	早瀬宏範	農業政策課長兼 農業委員会事務局長	福田正文
	建設部長	副島昌彦	観光商工課長	
	教育部長	大島洋二郎	建設・農林整備課長	馬場孝宏
	会計管理者兼 会計課長	諸井和広	環境下水道課長	太田長寿
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	永江松吾	水道課長	山本伸也
	財政課長	山口貴行	教育総務課長	武藤清子
	税務課長		学校教育課長	山浦修
	企画政策課長	三根竹久	監査委員事務局長	
広報・広聴課長	井上元昭	代表監査委員		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	横田泰次		

令和元年第4回嬉野市議会定例会議事日程

令和元年12月17日（火）

本会議第5日目

午前10時 開 議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第76号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第77号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 議案第78号 嬉野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例について
- 議案第79号 嬉野市企業誘致ビル条例について
- 議案第80号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第81号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第82号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第83号 嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第84号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 市道路線の認定について
- 議案第86号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第87号 令和元年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第88号 令和元年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第89号 令和元年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 議案第90号 令和元年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第91号 令和元年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第1号）
- 議案第92号 令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第93号 令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第94号 令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第95号 令和元年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）

午前10時 開議

○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案質疑を行います。

今議会の議案質疑は通告制とします。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることができない旨、規定をしておりますので、御注意をしてください。

それでは、議案第76号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

おはようございます。それでは、質問をさせていただきます。議案第76号の分です。

第9条ですけれども、嬉野市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例についてという点でありますけれども、その中で、別表に新しい区分が示されて、現行の区分から外れる対象者に関して報酬等がどのようになるのか、まず1点目お聞きしたいと思います。

その中で、行政嘱託員の報酬に関してです。現在は基本割等で算定されているようですが、今後具体的にどのようになるのか、教えていただきたいと思ひます。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えしたいと思います。今回、会計年度任用職員制度についてたくさん質問の通告を受けております。先にお配りしたこの議案資料というこの本があると思ひますけれども、令和2年4月施行会計年度任用職員制度について、よかったですこれをあわせて見ていただければ少しわかりやすいかなと思ひますので、お持ちの方はよろしくお願ひします。

それと、ただいまの質問ですけれども、先ほど言いましたように会計年度任用職員に関する条例関係で多くの質疑がっておりますので、まず、今回提出しました条例の根拠となった地方公務員法及び地方自治法の一部改正の概要と趣旨を前置きとして説明させていただきたいと思ひます。

まず、地方公務員法の改正についてでございますが、地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が年々増加し、平成28年度は全国で64万人を超えております。中には任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、今回法律の一部が改正されました。

今回の地方公務員法の改正では、大きく2点が変わっております。

資料のほうは2ページになりますが、1つ目は特別職の任用及び臨時的任用の厳格化であります。

通常の事務職員等であっても特別職として任用され、その結果、一般職であれば課されるであろう守秘義務などの服務規律等が課されないものが存在していることから、法律上、特別職の範囲を制度が本来想定する専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査等を行うものに厳格化されました。これが、改正後の地方公務員法第3条及び第22条の2になります。

例えば、他自治体で事務職員が特別職の嘱託職員として複数の年度で雇用されているようなものがありましたが、それが是正されます。また、臨時的任用は本来緊急の場合等に選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であります。趣旨に沿わないこうした運用が見られることから、その対象を国と同様に、常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化されました。これは、改正後の地方公務員法第22条の3になります。

今まで軽作業や事務等で1日から数カ月の期間で雇用していました臨時職員と呼ばれるものは、今回の改正による臨時職員ではなくなり、会計年度任用職員として雇用いたします。

2つ目は、一般職の非常職員の任用等に関する制度の明確化であります。

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であったことから、一般職の非常勤である会計年度任用職員に関する規定を設け、その採用方法や任期等が明確化されました。これらのことは改正前の法律でも規定がありましたので、本市においては嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件に関する条例を制定し、平成28年4月から施行しております。

今回提案しております条例案件はおおむねこの条例でカバーしておりましたので、条例が変わるぐらいとなっております。また、特別職の一部においては、趣旨に合わないため外れるものがあります。

次に、地方自治法の改正であります。地方の非常勤職員については国と異なり、労働制が高いものであっても期末手当が支給できないため、地方公務員法の改正による適正な任用等の確保に伴い、会計年度任用職員について期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定が整備されました。これは、改正後の地方自治法第203条の2になります。

いずれの法律も、令和2年4月1日から施行されますので、それまでに制定する必要があるため、今回提案をさせていただいております。

すみません、前置きが長くなりましたけど、諸上議員の質問に対するお答えですが、今回

の法律改正により、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員の用件が厳格化され、専門的な知識、経験等に基づき、調査、診断の事務を行うものに限定されました。

改正後の別表に掲げたもの以外は非常勤特別職とすることができませんので、会計年度任用職員または労働性がなく、地方公務員として行う必要がない業務については、民間委託など、私人として整理されることとなります。そういった形で特別職の表から外れる方がいらっしゃると思います。

それで、行政嘱託員につきましても同じような趣旨でございますので、特別職から今回は外れることとなります。

それから、報酬の算出方法ですが、現在、算出方法を決めておりますが、先ほど言いましたように行政嘱託員につきましても今後、業務委託という形になりますので、その辺につきましても、報酬の額の算定方法につきましても、今と変わらないような方法で算定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

2点目ですけれども、交通安全指導員、自治公民館長の改正……

○議長（田中政司君）

ちょっと待って。さっきは第9条で1回で、第9条のことに関してはよかですね。

それで、さっきの質問の答えは第14条の分まで言いんしゃったというごたっ感じになつとよね、総務・防災課長。（「まあ、別でよかです」と呼ぶ者あり）別でよか。次、第14条でよか。

○2番（諸上栄大君）続

いや、第9条です。

○議長（田中政司君）

第9条で、はい。

○2番（諸上栄大君）続

すみません、第9条の分の2回目の質問ですが、同じく別表に関しての区分を見ておきますと、交通安全指導員、自治公民館長、これに関しては有償ボランティアへ移行でなっております。また、この教育相談員に関しても、業務委託、また有償ボランティアというところでもあります。この有償ボランティアというところの報酬もかなり変わってくるだろうとは思いますが、その辺、報酬額等の具体的な増減等をお考えであるならば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えしたいと思います。

この特別職の中で有償ボランティアへ移行する業務、職種の報酬がどうなるのかという御質問だと思いますけれども、現在、特別職で任用しております方については、報酬という形で払っております。有償ボランティアに移行になったときは報償費という科目になってまいります。この特別職から外れる方につきましても、基本的に現在の報酬額と同等の額をお支払いするような方向で調整をしております。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

3点目ですけれども、いろいろこの分に関しては報酬等、形態から変わって、支払うところ云々変わると言うんですけれども、最終的に具体的な周知に関してはいつぐらいから取り組んで対応されるのかということ。これは4月から条例施行開始ということですので、その辺の対応等をどうされるのか、最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

この制度の検討、これにつきましてはほかの各課担当課にかかわるものがありますので、これについては庁舎内で調整を行っております。

例えば、その周知につきましてですが、行政嘱託員につきましては、10月の行政嘱託委員会でまず最初の説明をしております。それから1月にもありますので、そこでもう一度説明をして、最終的な手続きに関してはもう少し直近になってから個別にというふうな感じになってまいると思います。それで、それぞれの担当課の業務におきましては、それぞれの担当課のほうでされると思います。全体的な周知については、また別途、広報等を考えたいと思います。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、第14条のほうに移らせていただきます。

私の分で挙げているのは第1号、第2号というところで挙げておりますが、条例が廃止されるというようなことで理解しておりますが、その条例廃止の後の件に関して、行政嘱託員及び交通指導員、この分に関しての条例が廃止されるということですのでけれども、その後はど

うなるのか、状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

条例が廃止された後の対応ですけれども、例えば、行政嘱託員であれば業務委託をします
ので、特に根拠条例等は必要なくなってくるのではないかと考えております。ただし、要綱
等は必要になるかなという感じで、そこは検討しているところです。

それぞれの業務で、特に外れる方を見る限り、条例の制定が必要なものはそんなにないの
かなと思いますけれども、もし必要であれば検討して、3月定例会とかに上がってくるので
はないかと考えております。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

そしたら、現状、条例に関しては設置人数とかいうところでも細かく規定されていますけ
れども、例えば、交通指導員の現在の人数がまた見直されるというような、そういう状況も
あり得るといふようなところでお考えなのかどうか、そういうところをお聞かせ願いたいと
思います。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

交通指導員の数が変わるかどうかという御質問ですけれども、これら特別職から外れる業
種については、基本的に人数とか報酬は変えない方向でおりますので、それで新年度からも
お願いしたいと考えております。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私も同じく、議案第76号の第14条についてお尋ねします。

先ほどの諸上議員の質問で大体理解できましたけれども、何点か質問をさせていただきま
す。

まず、条例の廃止ということで理由は大体わかりましたけれども、そこの中で行政嘱託員
の取り扱いとしては業務委託ということですが、これまでは市より直接報酬とかあつ

たと思うんですけれども、業務委託というのは、嘱託員さんとの個人個人の契約になるんでしょうかというお尋ねです。

それと、交通指導員が有償ボランティアということですが、この有償ボランティアにしますとか、業務委託にしますというこの変更というのは、国からの指導なんですか。それとも、市単独でのこういう枠組みというか、どういった経緯で業務委託、交通指導員さんは有償ボランティアということに決められた理由というか、そこをお尋ねしたいと思います。まず、お願いします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えします。

まず1点目が、行政嘱託員の業務が個人委託になるかという御質問だと思いますけれども、それはそれぞれ個人に委託契約を結ぶことになります。

それから、特別職を外れる分についてどういうふうな理由かという御質問かと思いますが、先ほど申しましたように、特別職の定義というのは地方公務員法第3条にあります。それが今回の地方公務員法の改正により一部が改正されております。改正前の地方公務員法第3条第3項3号では、「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」というのが定義されておりました。しかし、これが今回の改正により、「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」というのは変わらないんですが、その後括弧書きで「（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）」ということで、特別職はより限定されるものとなっております。これを参照しますと、やはり行政嘱託員、交通指導員についてはこの法律に合わないということで、それでは、外れたときにどういう方法がいいのかというのを担当課とも検討いたしまして、こういう業務委託であったり有償ボランティアなどに移行するような方向で思っております。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。では、市単独でのそういう業務委託とか有償ボランティアと決められたということですが、ほかの市町では、行政嘱託員さんとか交通指導員さんの移行がどんな形でされていらっしゃるかというのは、調査というか、お聞き合わせをされているんでしょうか。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

行政嘱託員に限ることになりますけれども、うちのほうでは行政嘱託員と呼んでいます。それで、これは全国区ではいろんな呼び方があると思いますけれども、その方が行っている業務というのは各自治体で違うと思います。それで、その業務によってはボランティアであったり民間委託であったりいろいろ検討はなされているようではありますが、嬉野市においては業務を限定して——今でも設置条例がありますので、その業務をそのまま行うのであれば業務委託がいいじゃないかということでそういうことにしております。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。それでは確認なんですけれども、嘱託員さんとか、交通指導員さんは、これまでの報酬とは全然変わらないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えします。

報酬の額の算出方法においては、今の特別職の額と同じ考え方でいきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

次に、山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

理解できましたので、取り下げます。

○議長（田中政司君）

これで議案第76号の質疑を終わります。

次に、議案第77号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

それでは、議案第77号で質問を——全体的な質問で、ざっくりした聞き方なんですけれども、今回の改正によって、同じ状況で、今回の改正のように増額、支払いがふえるということでした場合に、総体的にどれくらい上がるのかということと、報酬が上がった場合、その会計年度任用職員の責務というかな、正職員と会計年度任用職員の責務、ここら辺はどうな

のか、まずそこをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

まず、この改正により全体的にどのぐらいの費用が増加するのかというお尋ねですけれども、今回、現在の制度、一般職非常勤制度から会計年度任用職員制度になることによって、全体の報酬、期末手当、共済費等で影響が出てまいります。その額は全員分で約2,700万円ぐらいになるのではないかと予想しております。

それから、職務につきましてですけれども、今の一般職非常勤職員の業務につきましてはほぼ変わらない状況で移行するという方向性を思っております。

○議長（田中政司君）

辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

それで、その2番目のところなんですけれども、いわゆるこういったことで増額になるわけなんですけれども、例えば今100名近くのそういった当てはまる方がいらっしゃると思うんですけれども、そういった方の、例えば2分の1、あるいは3分の1の正規職員を雇った場合に、トータル的に金額もそうなんだろうけれども、いわゆる業務の継承だとかなんとかをトールで考えたときにどうなのかなとちょっと考えたんですが、そこら辺の見解はいかがですか。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えしたいと思います。

仮ではありますがけれども、会計年度任用職員制度に移行した場合、現在の会計年度任用職員は150名程度いらっしゃいますので、もしそれを3分の1増員したとしても50人以上を新規採用、正職員の採用となります。これに関しては職員の定員管理としましてはいかがなものかなと考えております。これまで厳しい財政状況の中、また多様化する行政需要に対応するため、職員だけでは行き届かない業務に非常勤職員等を雇用してきた経緯があります。正職員、非常勤職員、それぞれに職務、職責があり、現在の地方自治体には本当に欠かせないものとなっております。仮に非常勤職員を正規職員として2分の1、3分の1雇用した場合でも、本当によい行政サービスが維持できるのかというのは私は疑問に思うところでございます。

また、非常勤職員を3分の1雇用するといいたしまして、また全ての新卒で採用するという

のもまず不可能であります。それから、社会人経験者を雇用ということであっても、職務経験年数を初任給に反映しますので、給与、手当、共済費等の合計額では、現在の一般職非常勤職員の総額を上回るのではないかと予想しております。また、それに正規職員の場合は毎年の昇給、退職手当など、将来負担すべき費用が多く発生してまいりますので、その考え方は持ち合わせておりません。

○議長（田中政司君）

辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

今ざっくり3分の1とか2分の1という言い方をしましたけれども、今現在の正規職員の数字、数というのは、今後増加、採用をふやしていくという考えなのか、現況のまま、あとは任期つきでそのままいくという考えなのか、そこら辺の基本的な考え方をお願いします。

○議長（田中政司君）

副市長。

○副市長（池田英信君）

お答えします。

定員管理については、現状の庁舎検討委員会の中でも議論されておりますけれども、どういった方向性に行くのか、まだはっきりわからない部分はありますけれども、そういった議論が詰まってくれば、おのずと定員管理というのはできてくるんじゃないかなというふうに思っております。それで、今はちょっとはっきりどの方向でいくんだということは答弁できません。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

私もその会計年度任用職員についてのお尋ねです。

まず、この会計年度任用職員の条例をつくるために、先ほど総務課長から説明があったけれども、今まで、俗に言われる官製ワーキングプアを解消するための一つの方策ということでできていると私は理解しているわけですがけれども、条例の第2条の中にフルタイムとパートタイムの条例がありますけれども、今後、嬉野市で採用する場合、その比率というか、前回の資料を見るとほとんどパートタイムのような感じもするんだけれども、フルタイムの条例があるということはフルタイムの人も数名採用されるのではないかと思いますので、その採用比率というか、そこら辺はどのようになっているか、お尋ねをいたします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えします。

今の一般職非常勤職員につきましては会計年度任用職員に移行する格好になります。現在の一般職非常勤職員につきましては、全てパートタイムで雇用しております。移行後もパートタイムの会計年度任用職員で移行することにしております。

条例につきましては、フルタイムの会計年度任用職員を基準として、それより短いパートタイムの職員の報酬等を決める必要があったので、条例上、フルタイム、パートタイム、それぞれの項目を規定しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

お尋ねしますけれども、地方公務員法第22条の臨時的任用職員が今もおられますよね。その方たちも、全部パートタイムという形で考えるということですか。フルタイムの方は採用しないという形でしょうか。お尋ねします。（「ちょっと休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えします。

現在雇用しております臨時職員につきましては、1日の勤務時間が職員と同じ7時間45分でございますけれども、会計年度任用職員に移行した場合はパートタイムで考えておりますので、職員と同等ではありませんので、1日の勤務時間、1週間の勤務時間等で制限をかけてパートタイムの会計年度任用職員という制度になってまいります。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

ほとんど嬉野市においてはフルタイムはいないというようなお答えですけれども、例えば、ここでフルタイムの条例整備をしてあると、フルタイムになると退職手当とか、共済組合の

対象になるとか、任用期間がどの程度あるとかいろいろあると思うんですけど、そこら辺は条例上考えないということですか。3回目です。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

確かに、フルタイムである一定期間雇用いたしますと退職手当の支給ということになってまいります。

退職手当におきましては、嬉野市においては総合事務組合、退職手当組合のあちらのほうに委任しておりますので、それについては嬉野市の例規として定めることはありません。

ほかの退職手当ですので、その分についてはこの条例には定める必要がないということですが。（「共済組合、共済」と呼ぶ者あり）

共済について、フルタイムの場合は共済組合のほうに加入になりますが、パートタイムの場合は社会保険ということの区別になってまいります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次、第3条。諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

先ほど、全体的には2,700万円ほど増額をするということをおっしゃられましたけれども、個人的に1人当たりではどのくらいになるのかなど。通常、大体200万円程度と一般的には言われていますけれども、嬉野市で1人当たりふえるのは大体どのくらいになるのかなどということでお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

これは前提として、今雇用しています一般職非常勤職員、これが会計年度任用職員に継続して雇用された場合という考え方だと思いますけれども、例えば年収ベースになりますけれども、例えば去年1年間来られて、ことし2年目という方になれば約6万円程度の年収増。それから、5年ほど勤めておられる方につきましては、年収で約15万円ほどの増額になってくるということにしております。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

意外と期末手当がふえる割には少ないんだなということで、ちょっと今感じています。ほ

かの人はいかがでしょうか。

それで、期末手当を出さなければいけないという条例にこれはなっているわけですね。期末手当を全部勤勉手当に入れかえたらどうなのかなと私は個人的に思ったりしていたんですけど、そういう考えはないでしょうかね。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

地方自治法の改正が期末手当ということですので、勤勉手当になることはございません。

（「わかりました。そしたら第4条を」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次、第4条ですね。諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

別表というところで、1号給から93号給まで給料表があるわけですがけれども、会計年度任用職員は、フルタイムの場合は昇給すると私はずっと思っているんですがけれども、パートタイムの場合は昇給はしないんですかね、経験年数という形で。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

前提として、継続して雇用を約束するものではありませんので、毎年毎年の年度ごとの採用というのが会計年度任用職員でございますが、やはり継続して来ていただく方につきましては、パートタイムであっても昇給を考えております。ただし、上限号給を設けまして、それ以上には昇給しないということにしております。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

あわせて第5条に行きます。

第5条のところに、規則で定める基準で給料を決定するというふうにありますけれども、その場合、嬉野市だけじゃなくて、ほかの市町とかで働いていた人も前歴換算的に見て給料決定を幾らかするという意味で捉えていいのか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

この前歴の通算でありますけれども、やはり今までの嬉野市における業務での経験を見るということでもありますので、ほかの自治体や民間職での経験のほうは反映されてきません。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

今、反映されてきませんとおっしゃったですね。

そしたらここで、嬉野市でする場合は幾らか前歴を見るということ为先ほど言われたので、同じ職種で働いておられる臨時の方も、やっぱりベテランになってくると幾らか給料に差があるということに理解してよろしいですかね。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

新規に会計年度任用職員として採用される方につきましては基礎号給からのスタートになりますので、そこから新たにスタートということになります。

今まで市のほうに非常勤でおられた方で、経験がある方につきましてはその分の通算をいたしますので、最初のスタート時点で新たに入られる方と今いらっしゃる方を継続して雇用する場合とでは差が出てまいります。

○議長（田中政司君）

最後ですね。諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

今、全国的にこれでもって危惧されているところは、会計年度任用職員でほとんどを採用してもらえればいいんですけどということで、あとそれを民間への委託事業みたいにしてしまう可能性があるんじゃないかなということで危惧されているところがあるんですけども、その点は余り考えなくてよろしいかどうか、最後にお尋ねをいたします。

○議長（田中政司君）

副市長。

○副市長（池田英信君）

お答えをします。

職務の内容によっては、会計年度任用職員というのは1年単位で雇用をしていくわけですね。ずっと約束されるものではないと思います。

いろいろ検討する必要があると思いますが、一部分については業務委託を検討する必要があるのではというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、全体的な分に関しては先ほどの質問の中である程度理解できましたので、第29条のところ移りたいと思います。

第29条の中に「公務のための旅行に係る費用」という文言がありますが、その説明をお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

条例案の第29条、これは公務のための旅行に係る費用弁償ということで、これが何かということですが、これは常勤職員の旅費に当たるものです。業務や研修などで出張した場合にその費用をお支払いするという費用弁償になります。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

そしたら旅費ということで、これはパートタイム会計任用職員のほうでこの旅費に係る費用が今度から組み込まれているという状況で理解しているんですけども、例えばパートタイムの方でも研修に参加したりとか、その場合、研修時間がオーバーしたりして業務の時間がオーバーした場合とかはどのようなふうな対応が考えられるのか、教えていただきたいと思っています。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

まず、この常勤職員の旅費というものですけれども、県内においては日当は出ません。それで、交通費につきましても公用車使用ということを原則としております。

あと、研修に行かれたときの時間がオーバーした場合ということですが、そういう時間外に勤務させるというのは今でもありませんけど、来年度以降も想定をしておりませんので、時間内に入るような業務を行っていただくように考えております。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

同じく議案第77号でお尋ねいたします。

これまでの議員の質問で大体わかりましたけれども、確認の意味でお尋ねします。

まず①ですけれども、これまでの非常勤職員がどのように変わりますかというお尋ねですけれども、これまでが一般職非常勤職員の方がパートタイムということに会計年度任用職員として移行するということですので、対象者が150名ぐらいということで、まず確認をいたします。

それと、ここの中で今回、嬉野市はパートタイムの会計年度任用職員ということですのでけれども、条例の中で出てきますパートタイムとフルタイムの違いをざっくりでいいんですけど、お尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えします。

まず、人数の確認ということでしたけれども、現在の一般職非常勤職員につきましては、時期によって変動はありますけれども、今大体150人程度雇用をしております。

それから、パートタイムとフルタイムの違いということでの御質問ですけれども、この違いにおきましては、職員の勤務する時間が1週間当たりの勤務時間が通常職員と同じ38時間45分、これと同じ時間で業務を行うものがフルタイム会計年度任用職員でありまして、それよりも短い時間で勤務をする者がパートタイム任用職員として区別をしております。（「それくらいですか、違いは。手当てとか」と呼ぶ者あり）

給料とか報酬の違いですけれども、この資料はお持ちですか。（「はいはい」と呼ぶ者あり）資料で申しわけないですけど、4ページのほうにパートタイムとフルタイムの違いを書いてありますが、パートタイムの場合は、報酬というのと期末手当が支給ですね。報酬の中身には各種手当相当分がありますけれども、フルタイムの場合は報酬が給料ということになって各種手当と期末手当、それに一定条件があれば退職手当というのが支給されるようになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。先ほどからの質問では、パートタイムの任用職員の業務内容としてはこれまでと変わらないということですよ。

その中で、先ほど諸井議員からも質問がありましたけれども、年収としてどれくらいアップするのかという質問に対して、手当は期末手当がつきますと。それで、先ほど言われましたように2年目の方で6万円ぐらいのアップと。それと、5年継続される方で15万円ぐらいということですが、ということは期末手当と月の給与ですけれども、今までは期末手当がなかったんですけれども、毎月の給与としては下がるわけですか。そして期末手当となるんですか。そこをお願いします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

月額給料、報酬と期末手当の件ですけれども、これにつきましてはやはりいろいろあると思いますが、単純に期末手当を加算した場合は相当額の費用負担が発生してまいります。今回は待遇改善ということでありましたので、年収ベースで待遇の改善を図るということにしましたので、月額給料といたしましては若干下がるということになって、年収ベースでは、先ほど言いましたような金額の増額になってまいります。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。

最後に確認なんですけれども、このいただいた資料の中で、臨時職員の方もフルタイムに移行するというので、先ほど150名の方がパートタイムの対象人数という答弁がございましたけれども、この臨時職員の方の移行の分も含めて150人ぐらいということで理解してよろしいんですか。

すみません、パートタイム。（発言する者あり）いや、臨時職員の方もパートタイムに移行するということですよ。

○議長（田中政司君）

そうそう。

○8番（増田朝子君）続

それも含めての150人ということで理解していいんですかということです。その確認です。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

先ほど答弁いたします一般職非常勤職員についての150人というのは、一般職非常勤であ

りまして、現在の制度の臨時職員というのはまた別途、ちょっと数は今正確な数字を持っておりませんが、10名以下だったと思いますが、一応人数でいらっしゃいます。それも会計年度任用職員のほうに移行するということになります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

これで議案第77号の質疑を終わります。

次に、議案第78号 嬉野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

36ページの第12条のことでお尋ねをいたします。

「会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。」というふうにありますけれども、そこに書いておるように病気休暇等はないのかというふうにお尋ねをいたします。なぜかという、インフルエンザ等の病気で出勤停止ですよ。出てこないでくださいというふうになりますよね、インフルエンザの場合は。そういうときは病気休暇にはしないのかということでのお尋ねです。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えします。

まず、会計年度任用職員につきましては労働基準法の適用を受けることになりますので、年次有給休暇以外の休暇については労働基準法及び人事院規則に沿いまして休暇を定めています。

特別休暇には有給休暇と無給の休暇があるようになっていきます。そして、今おっしゃられた病気休暇という制度も設けることになります。

インフルエンザにつきましては、これは出勤停止という形になりますので、休暇という扱いではなくて出勤停止扱いになってくると思います。

○議長（田中政司君）

休みにならんということ。（発言する者あり）諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

すみません、ちょっと私、県のほうでしていたんですけれども、出勤停止の場合は病気休暇にしていたと思うけれども、違っていたですかね。違いますかね。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

申しわけありません。私の認識不足かと思えます。休暇の取り扱いについては病気休暇になります。（「そこで確認、病気休暇じゃないかと聞いているんです。第12条に病気休暇と載っていないでしょ」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

インフルエンザについての休暇の取り扱いについてでございますけれども、今回の会計年度任用職員におきましては、特別休暇の病気休暇になりますが、無給という形になります。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

そしたら、次の第13条に入ります。

年次有給休暇を20日を超えない範囲で与えるということになっておりますけれども、この年次有給休暇の場合、一般職の場合はこの条例の年休プラスの労基法年休を準用しているかと思っておりますけれども、この会計年度任用職員さんには労基法の年休というかな、そっちのほうも準用されるのでしょうかというお尋ねです。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

会計年度任用職員におきましては、先ほど答弁しましたように労働基準法の適用を受けることとなりますので、年次有給休暇とか特別休暇におきましては、労働基準法とか人事院規則に沿って休暇のほうを定めてまいります。

詳しくは規則のほうに定めてまいりますので、それに沿った形での休暇制度になっていくということをご説明いたします。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

2回目になりますけれども、そしたらその年次有給休暇は、同じ方が1年目、2年目、3年目、4年目とずっと繰り返し採用をされていった場合は、ふえていくというふうに捉えてよろしいですかね。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

現在の一般職非常勤制度におきましても、繰り越しといたしますか、年次有給休暇の日数がふえていくようになっております。

会計年度任用職員におきましても、継続して雇用した場合はその分の通算といたしますか、加算のほうは行ってまいります。（「繰り越し年休があるということね、はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。3回目ね。

○3番（諸井義人君）

いや、②に入ります。

○議長（田中政司君）

②で、そいぎ第13条で3回というふうに……

○3番（諸井義人君） 続

条で3回ですか。

○議長（田中政司君）

条で3回です。

○3番（諸井義人君） 続

1個ずつではだめですね。わかりました。そしたら3回目という形で。

年次有給休暇を与えた場合、例えば一つの職場で集中して年休をとられたら業務に差しさわりがある、例えば本当は給食センターとかなんとかが一番なんですよね。給食センターの場合は、休まれたから誰か来てくださいと言っても来れるような職種じゃないわけですね。健康診断とかなんとかしておかなければ、給食センターの仕事に従事できないということがありますので、例えば、給食センターで4名も5名も年次有給休暇が重なったというようなときは時季変更権等があるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

まず、時季変更権というのはございます。ただし、やはりそれぞれの職員さんの都合もありますので、そこにおいては管理監督者が調整をしながら勤務を行っていただくということを心がけてやっていただきたいと思いますと思っております。

○議長（田中政司君）

これで議案第78号の質疑を終わります。

次に、議案第79号 嬉野市企業誘致ビル条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

議案第79号 嬉野市企業誘致ビル条例についてお尋ねします。

こちらは第9条の別表にもございますけれども、貸付料が記載されています。この貸付料の算定基準をお伺いします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

企業誘致ビルの貸付料の算定基準ということで別表のほうに載せておりますけれども、これにつきましては、県内の貸しビルの状況、また、ビルの維持管理、施設整備費を年間幾らということで決めてお支払いするというところになっておりますけれども、その予定額を勘案して決定をしているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

県内でも企業ビルが何カ所か自治体ございますけれども、そちらの貸付料の上限とかも考慮の上されたんでしょうか。

それと、先ほどこの貸し付けの中にいろいろ管理上の費用を言われたんですけど、貸付料以外には発生しないということで理解していいんですか、貸付料以外には。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

まず、県内の状況ということで、県内の状況というよりも、東京あたりが坪平均大体2万5,800円程度になっております。佐賀県内が平均で大体9,100円程度になっております。今回

の嬉野市の企業誘致ビルにつきましては、坪大体7,700円程度ということで設定をしているところでございます。

支出関係につきましては、先ほど維持管理及び施設整備費ということで回答いたしましたけれども、あと必要なのが、建物の保険料であったり——これは議案のほうに上げておりますけれども、電気料であったり、そういった部分で今回補正をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。

一応確認なんですけれども、この企業ビルの7つの部屋がありますけれども、今誘致しておりますペッツベストさんは、この広い162平方メートルのお部屋ということで確認してよろしいですか。ほかに予定が今の段階であるというのはないのでしょうか、確認します。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

こちらの企業誘致ビルのほうに、先ほど言われた企業さんのほうが入居していただくということで進めているところでございます。

ほかに数社の方と今協議をしているところございまして、その入居については今後という形になると思います。ただ、もちろん協議中ですので、入居されるかどうかについては協議後というふうになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、山口卓也議員。これは分けてですね。

○1番（山口卓也君）

全部でいいです。

○議長（田中政司君）

全部一遍によかですか。

○1番（山口卓也君）続

はい。

第5条に、利用できる、借り受けできる者が、「市長と立地に係る協定締結を行った者」とされていますけれども、これは市内の事務系企業は入居できるのか。例えば、「キギョ

ウ」でも、起こす業と書いて「起業」というものがありますけれども、そういったものは対象にならないのか、お伺いします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

これは、第5条に書いておりますけれども、あくまで協定締結を行うということになっておりますので、条例のほうに対象企業のほうについては明記をしております。

その要件を満たす企業であれば入居は可能だと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

次なんですけれども、第14条で損害賠償というふうに書いてありますけれども、仮に火災なんかによって、その後相手方が消滅した場合、その損害賠償請求権を担保するために火災保険とか、何かそういったものの契約を条件として賃貸借契約なんかを結ばれるのか、お伺いします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

まず、第13条のほうに現状の回復義務、また、第14条のほうに損害賠償ということで明記をしております。基本的にはこの条例に沿って、何かあった際についてはお願いするという形になりますが、議員が先ほど言われたように、実際に大きな被害が出た場合に、企業などでの対応が難しいという部分も出てくる可能性もございますので、契約書の中でそういった保険等への加入について明記をしていこうということで今協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

倒産とかそういったリスクもあると思うので、賃貸借契約なので、そういった条項を盛り込んでいただきたいと思います。

貸付料の算定については理解できましたので、取り下げます。

以上です。

○議長（田中政司君）

これで議案第79号の質疑を終わります。

次に、議案第80号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第81号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第82号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第83号 嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第84号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

分担金徴収条例の一部改正について御質問いたします。

ここに出しております3項目については一括で質問をいたします。

1点目、地域農業水利施設ストックマネジメント事業の事業箇所は何カ所あるのか。

2点目、改修作業に係る費用の市、受益者負担は幾らぐらいか。

3点目、今回の受益者分担金の10分の3に引き下げる根拠はどこにあるのか。

よろしくお願いします。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず1点目の、地域農業水利施設ストックマネジメント事業の事業箇所は何カ所あるかということで、地域農業ストックマネジメント事業の重立った施設といたしましては、排水機場が4カ所、頭首工が36カ所、水門が2カ所、こちらの42カ所が対象ということになります。

ちなみに、本年度につきましては、馬場下排水機場、そして下童の排水機場、こちらの2カ所で、発電機と、あと主ポンプのオーバーホール等を行っているところでございます。

2点目の改修作業に係る費用の市、そして受益者負担分は幾らぐらいかということですが、まず、排水機場につきましては、施設が市の所有でございますので、これは受益者の分担金はありません。頭首工等の施設に関しては、現在、国の負担が事業費の50%、そして県が15%、市が17.5%、そして受益者が17.5%となっておりますが、これが条例改正されますと、国、県の負担率は変わりませんが、市のほうが24.5%、受益者が10.5%となってまいります。

それから3点目ですが、今回の受益者分担金の10分の3に引き下げる根拠ということですが、この数値的根拠といたしましては、同じ利用形態であります、ため池等整備事業の受益者の負担率がおおむね10%となっております。また、近隣自治体の事例といたしまして、河川頭首工の受益者負担がおおむね10%になっておりましたので、そちらもあわせて参考にさせていただいております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

この市の条例改正に伴いまして、国、県の補助率見直しへの影響等は考えられますか。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

これまで頭首工等に関しましては地元からの要望等をずっと毎年いただいておりまして、その都度、こちらとしても知事要望等を出しておりました。ただ、単純なかさ上げを行うことは考えていないということで毎回回答をいただいていたわけですが、今回は市としても何らかの動きを見せて、その後、国、県のほうに要望をかけていきたいというふうなことで考えておりまして、今回、条例が通れば、これを第一歩として、これから要望等をまたさらにやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

先ほど近隣市町の分担金に対する受益者分担金の率を10%程度ということですか。そしたら、大体そこも足並みは近隣市町でそろった、もしくはそのあたりのこともあって今回の10分の3への引き下げを行ったということで理解してよろしいですか。（発言する者あり）はい。

では、以上です。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

近隣市町も、確かに10%前後ということで微妙に差がございますし、あるところでは市が全額負担というところもございます。ただ、こちらとしても地元が基本的に維持管理をしていただくということですので、その負担分もいただきながら事業を進めていきたいというふうに考えております。したがって、全て10%ということではございません。申しわけございません。

○議長（田中政司君）

これで議案第84号の質疑を終わります。

次に、議案第85号 市道路線の認定についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

議案第85号 市道路線の認定についてお尋ねいたします。

こちらですけれども、この市道認定に至るまでの経緯と、市道認定の条件をお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず1点目の、市道認定に至るまでの経緯ということでございます。

本年度5月に分譲地開発業者より申し入れがありまして、当該地区の市道網の状況を踏まえ検討いたしましたところ、既存の市道につきまして、私道と接続をしている状況でございました。本案件が市道となりますと、道路網を形成することが可能となりますので、そちらのほうで調整をしまいった次第です。その後、業者のほうで市道となり得る条件を満たしているということを確認できましたので、10月下旬に市道の認定委員会を行いまして、承認を得たところで本議会での承認をお願いしたということでございます。

あと、市道認定の条件でございますが、市道の認定基準要綱に基づいておりますが、構造的な要件といたしましては幅員が4メートル以上で排水施設等の設備を備えていること。また、公益性があることなどが挙げられます。そのほかにも、土地の無償譲渡をしてもらうこと、それと、分筆登記に要する経費についても原因者の方で負担を行うということなどが要件でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。

それでは、こういった今回のケースみたいところが例えば市内にもほかにあった場合、そういうふうに協議して、この市道認定の条件が満たされていれば、そのように市道認定の運びとなるというか、そういうふうに認定できるものなののでしょうか、ほかにケースがあった場合ですね。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

開発とか、そういうとに至った場合に、申請があったことに関しては状況等を確認いたしまして、内部の市道の認定委員会にかけられて承認が得られれば、またお願いすることになるかというふうに思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。

じゃ、今回のケースの場合は、もともと市道があつて通りが私道だったということなんですけれども、今回は分譲住宅の開発ということで、その開発業者さんからか、地元とかお声があつたということで協議に至ったと思うんですけれども、今回は袋小路になっているということですね。これまで、ほかに袋小路になっているところは何カ所かあるかなと思うんですけれども、そういった場合には、開発じゃなくても、要件を満たしていれば、地元の人の意見とかあればできるものなんでしょうか。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

現状でも袋小路になっている箇所は確かにございます。ただ、申請があれば全部が全部を認定するというには多分ならないかというふうに考えております。

新市になりましてから、そういう基準の体制をしっかり持つておこうということで取り決めをしておりますので、先ほど申しましたとおり、必ずしも市道に認定できるものではない

というふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

これで議案第85号の質疑を終わります。

次に、議案第86号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

9ページから24ページまでの歳入について質疑を行います。

19ページ、18款．寄附金、1項．寄附金、2目．総務費寄附金について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

今回10億円の増額補正ということで計上されていますが、まず1点目、全国と嬉野市におけるふるさと納税の現状をお伺いします。

またあわせて、ふるさと納税の受け入れ件数を維持、もしくは増額するためにどのようなことが必要と考えられているのか、質問します。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

まず、全国のふるさと納税の状況でございますけれども、平成28年度につきましては2,844億円、前年度から約1.7倍の伸びが 있습니다。平成29年度が3,653億円で、前年度から約1.3倍、平成30年度につきましては5,127億円ということで、これも前年度から1.4倍ということで、年々増加をしている状況です。令和元年度についてはまだ国のほうからは公表がございませんけれども、多分増加傾向にあるものと思っております。

嬉野市の状況ですけれども、平成28年度が約18億円、平成29年度が約26億円、平成30年度が約18億円という状況です。今年度につきましては、11月末時点で約13億6,000万円となっているところでございます。

2点目の、ふるさと納税の受け入れ件数の維持ということでございますけれども、まず、今の状況を維持していくためには、今の返礼品について徹底した維持管理が必要だと感じております。最近、どこかの市で粗悪なものの写真等がSNS等で拡散されたということもあって、そういうことで、嬉野市の返礼品でもそういった粗悪なものが1点でもあれば、嬉野市全体の返礼品に影響を及ぼす可能性があるということで、そちらのほうについては業者のほうにも徹底をしているところでございます。

ふやすためにはどのようなことが必要かということでございますけれども、本来のふるさと納税の趣旨からすれば、応援したくなるような魅力的なまちづくりを行っていかなくてはいけないと言いたいところではございますけれども、現実的なところで申しますと、今回サイトの拡大、これまで、さとふるというところのサイトが1つでしたけれども、10月30日よ

りふるさとチョイスというサイトをふやしております。こういった入り口を広くすることも一つのふやす方法だと思っております。

あとは、魅力ある返礼品メニューの開発とか、効果的なPRをするとか、そういったものを行えば、今後ふやすことが可能だと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

サイトの拡充について2点目の質問で言おうかなと思っていたんですけども、まさに私の友人とか知人でも、このサイトだったらふるさと納税したいのにないのが残念だというふうな声もありますし、先ほどおっしゃられたように、全国的にも増額して、これからまだふるさと納税を始める方もいらっしゃると思いますので、そういった研究を進めていただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（田中政司君）

これで、9ページから24ページまでの歳入についての質疑を終わります。

次に、25ページから59ページまでの歳出についての質疑を行います。

まず初めに、歳出25ページの1款、議会費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、歳出26ページから32ページまでの2款、総務費について質疑を行います。

初めに、26ページの1項、総務管理費、6目、企画費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

先ほどの山口議員の質問で大分わかりましたけれども、寄附金が今度倍に補正をしてあるわけですが、昨日の報道をいろいろ見ておくと、約70%の方が12月に集中して寄附をするというふうな報道があっておりました。それを聞いたら、今回ここでもう一つ言おうと思ったのが出て、12月にもっともっと大きく伸びる可能性がというか、もう12月も半分過ぎていますけれども、あるわけですね。いかがですかね。今の状況、12月の真ん中ぐらいまでの状況で。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

今回の補正の計上を行ったのが10月の中旬ぐらいの見込みでの補正をお願いしておりますけれども、その後、10月の実績、11月の実績を見ていると、想定よりも若干上回るペースでの寄附額ということになっております。11月現在で13億円と申しましたけれども、最新の、

きのう時点で約5億円、12月16日までの16日間で約5億円の寄附が来ておりますので、ペースとしましてはちょっと上回るペースで来ているのかなという感じはございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

市のほうのいろいろな努力のおかげとか、返礼品が充実しているというところでふえているかと思えます。もっともっとふえることを期待しております。

それでは2番目になりますけれども、先ほどの答弁でふるさとチョイスが10月30日からふえたということを言われました。私これは、今年の議案のときも、もっともっとふやせばいいじゃないかとお尋ねしたときに、いや、さとふるでうちは十分だというお答えがあったように感じますけれども、ふるさとチョイスをふやしたというのと、もっともっとふやす予定はないのかという形でお尋ねをいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

今回、10月30日からふるさとチョイスのほうでも寄附ができるようになっております。実際、ほかのサイト数社を検討しておりましたけれども、今回の6月からの新制度では、返礼品の率が3割以内ということと別に、全体の募集に係る経費、そのサイトに係る委託料と送料まで加えたところで5割以内にしなければいけないというような規制もございます。

そういったところで、委託料の率がさとふるの場合は12%ほどになるんですけれども、それ以外のサイトが、寄附額に対する委託料率の折り合いがなかなかつかないということで、ふるさとチョイスの分については、本年度については折り合いがついたということで受け付けの開始を始めております。

今、ほかの数社と調整をしているところでございますので、今年度中は間に合いませんでしたけれども、来年になれば始められるものと思っております。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。これは、13節。委託料ですね。

○8番（増田朝子君）

13節。委託料ですね。庁舎のあり方検討支援業務103万4,000円についてお尋ねします。

こちらは合同常任委員会するときにも御説明いただいたかと思えますけれども、重複しますが、再度御質問させていただきます。

今回の補正の理由と経緯についてお尋ねします。

それと、説明のときには基礎調査という基本計画ということもございましたけれども、その調査の内容をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

補正の理由と経緯についてですけれども、本来ですと、基本構想について来年度に策定を予定しておりましたけれども、基本構想を策定するに当たって、財政面、防災面、あとまちづくり面等で専門的分析が必要になってくると、その基本構想を策定するまでにですね。そのときに出てくる基礎資料が、今現在の庁舎のあり方検討委員会の中でも資料として使いたいということで来年の基本構想の発注を今年度に前倒しで発注して、来年度までの継続費ということで設定をいたしまして、今年度につきましては検討委員会の支援業務ということで位置づけをさせていただいております。

それと、庁舎の内容でございますけれども、例えば庁舎について嬉野の庁舎が老朽化しておりますので、そちらを建てかえるのか、なくすのか、移転するのか、いろんな選択肢があるかと思っておりますけれども、そういった規模別での今後40年、鉄筋コンクリートで1回建てれば40年、50年は使うこととなりますので、その間の財政シミュレーションとか、あと、防災拠点としての庁舎の適地の提案とか、あとはまちづくりの面からの立地が適地かどうかといったものの提案等になってくるかと思っております。

方針が決定した後は、基本構想としては今後の市の人口やそういった職員数とかを勘案した事務スペースの提案とか、あと、機能面とか外観のイメージ、そういったものの提案を行ってもらうこととしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

では、基本計画を来年度に当初予定をしておりましたけれども、その前段階として、その準備も含めて今年度として継続にしたいということで御答弁があったかと思っております。

では、10月からこのあり方検討会の会議が今進められていると思うんですけれども、今回のこの支援業務を今年度からやろうと計画を立てられたのはいつからでしょうか。いつの段階で今年度からしようと思われたのかということもお尋ねしたいと思っております。

それと、今後のスケジュールをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

委託業務を検討し始めた時期ということですが、今年度の中途ぐらいから検討を始めて、実際、専門的な分析とか、そういうものが必要であろうと。今後40年使っていく庁舎ですので、その辺は専門的な分析が必要ということで、今年度の中ぐらいから検討を始めております。

それと、今後のスケジュールですが、議決をいただければ1月にプロポーザル方式で発注をかけまして、2月ぐらいには第2回の庁舎のあり方の検討委員会を行いたいと考えておりますので、そのときに資料の策定をしてもらうということで、令和2年度の7月までには第5回、これは今後あと4回の検討委員会を行いまして、来年の8月には市長への報告ができればと考えております。その後、9月議会のほうに報告ができればと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

今、スケジュールを説明していただきましたけれども、この庁舎のあり方検討委員会のスケジュールについて、市民に対しての広報としては考えておられますか。考えておられたら、どのようにされるのかお尋ねします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

庁舎のあり方検討委員会の会議の内容の広報ということでお答えをいたします。

第1回目のときも一応プレスリリースのほうは行いまして、新聞社とか、そういったところには御案内をいたしております。

一応、まだ第1回目の議事録の取りまとめ中ですので、まだ公表はしておりませんが、これが取りまとめられたらホームページ等で公開をしたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、同じく26ページから27ページの1項、総務管理費、7目、企業誘致費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、9節の旅費に関してお尋ねします。

増額した理由に関してですが、時期及び行き先等の内容や具体的な計画、いつごろにどこにというようなビジョンがあれば、まずそこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

今回の旅費につきましては、企業誘致ビルへの入居も含めた誘致セールスを行うためということで計上をしているところでございます。

具体的にといいますか、企業誘致ビルへの問い合わせ先への訪問、それと企業進出、協定に向けた協議といったことで新たな対応が必要になったということで今回計上をさせていただいております。

場所につきましては、東京方面に3回、大阪方面に1回ということで計画をしているところでございます。

以上です。（「よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、増田朝子議員。増田議員は2つあったよね。

○8番（増田朝子君）

はい。

○議長（田中政司君）

そしたら、9節。旅費と13節。委託料やろ。

○8番（増田朝子君）続

9節。旅費のほうからいいのでしょうか、今の同じ。

○議長（田中政司君）

まず、9節。旅費ですね。

○8番（増田朝子君）続

はい、同じですね。

同じく9節。旅費で、普通旅費の45万円の補正ということでありましたけれども、今、諸上議員の質問で東京に3回、大阪に2回ということで御答弁いただきましたけれども、当初では68万4,000円の計上がありました、予算がですね。実際、今年度のこれまでの実績と、今、補正の45万円の内容をお知らせいただきましたけれども、これまでの実績をお知らせください。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

今年度事業が続いているわけですが、今現在までの実績ということでお答えをいたします。

こちらに進出企業との協議であったりとか、誘致活動、企業関係の展示会というのがございますので、そちらのほうに出展ということで、東京に6回、大阪に2回、名古屋に1回行っているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

先ほど企業ビルのことで、今協議しているところもあると御答弁いただきましたけれども、これまでの実績の中で手応えとかあった部分があったら、具体的にはあれでしょうけど、感触としていかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

ちょっと一般質問にというか、今回旅費の増額分ということやけんが、ちょっとずれてきよるなというふうなところがありますので、答弁どがんですか、できますか。

○8番（増田朝子君）続

じゃ、いいです、変えます。（発言する者あり）

○議長（田中政司君）

できんてですね。

この、なぜ旅費をふやすのかというところのあれやけんですよ、手応えがどうだということとはちょっと。

○8番（増田朝子君）続

はい、わかりました。質問を変えます。

では、質問を変えたいと思いますけれども、これまでの当初予算としてのあれは東京が6回と大阪が2回、名古屋が1回ということですが、今回それにも増して45万円という補正をされているということですが、以前行かれたところと違うところの計画なんでしょうか。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

先ほど諸上議員さんの御質問にお答えした分になりますけれども、また新たにお問い合わせ先の説明が必要になったとか、それと企業進出協定の協議が必要になったと、これは同じ企業さんも1回だけで終わらない場合もございますので、そういった部分もございます。そういったことで、新たな対応が必要になったということで今回補正を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「じゃ、次の」と呼ぶ者あり）

次、企業誘致ビル。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

それでは、13節、委託料、企業誘致ビル施設整備・維持管理業務191万4,000円でお尋ねいたします。

これは、説明書は3ページになります。

企業誘致ビル施設整備・維持管理業務の中で、こちらの管理の内容をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

191万4,000円の内容といえますか、全体的な内容になりますけど、その全体的な内容で答弁させていただきます。

管理については、通常の定期点検とか、あと定期清掃、そういったものと、あと、建てたすぐは修繕等が出てこないと思いますけれども、簡易的な修繕等が後々出てくるという部分がございますので、そういった部分になります。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

今回の補正は、4月からのオープンに対しての3月分と理解しているんですけど、1カ月分ですよ。また来年度は新しく予算組みをされると思うんですけど、これは共用の場所のスペースと理解していいんですか、全体的な、ですよ。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

まず、維持管理、建設費については、20年間でお支払いをするというふうなことで、ことし3月末の臨時議会のほうで御提案をさせていただいたところでございます。

そういった中、維持管理費については、それぞれの部屋についてはその方たちにももちろん管理をしていただきますので、大まかに言えば、先ほど言われたように共用部分であったりとか建物周り、駐車場とか、そういった部分になります。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

これが一月分ということなんですけれども、ちょっと3月分みたいなんですけど、今後、来年度は、今回の一月分の予算の12カ月分と予測していいんですかね。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

議員御発言のとおりでございます。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

主要な事業の説明書の4ページの、雇用奨励金についてまず質問します。

○議長（田中政司君）

これは、19節、負担金、補助及び交付金の企業誘致奨励金ということでの質問ですよ。

○1番（山口卓也君）続

はい。

主要な事業説明書で、雇用奨励金が当初、A社は2人の予定がゼロ人。B社は当初予定の10人が15人というふうになっていますけれども、A社について、2人の予定がゼロ人となっている、そういったことの詳細をお伺いします。

例えば採用がなかったのかとか、新規雇用者がいたけれども、地元ではなかったなどの理由があるのか、お伺いします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

まず、募集は昨年度も行われております。ただ、募集をしたんですけども、新規採用者がいなかったというふうなことでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

次の質問ですけれども、雇用奨励金の交付要件「対象期間」について詳細を伺うということで通告を出していますけれども、具体的に質問しますと、製造業等が立地から1年、事務系企業が操業開始から3年というふうになっていたと思うんですけれども、まず、製造業等については増設、そういったものも協定を行えば立地から1年に該当するののかということと、今現在、市内で操業されている進出企業の事務系企業については、およそ令和元年度までが3年に該当すると思いますけれども、その辺の確認をお願いします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

まず、製造業関係については、議員御発言のとおり1年ということで条例で定めております。新たに増設をされる場合については、増設の面積等もございまして、その分も新たに対象になりますので、新たに立地協定を結んでまた1年というふうなことになります。

それと、事務系企業につきましても、現在3年までということとなっておりますけれども、この分につきましても増設の場合というのがございまして、増設する場合については、また新たに立地協定を結びますので、そこから3年というふうな取り扱いになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

今、進出されている事務系企業は、ちょうど平成31年度までが3年に該当するんですかね。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

平成31年度でちょうど3年になるということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、29ページの3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費についての質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

新しい制度、新しい事業になりますので、事業の詳細説明をいただきたいんですけれども、主要な事業の説明書7ページに、マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施に向けた、マイキーID設定支援を行うというふうにあります。国の事業になると思うんですけ

れども、詳しい説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

市民課長。

○市民課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

消費活性化策につきましては、国が令和2年度に実施予定の事業で、マイナンバーカードを取得した上でマイキーIDを設定することにより、一定金額に対しマイナポイントとしてポイントが国から付与される仕組みと理解しております。

マイキーID設定とは、マイナンバーカードのICチップの中の電子証明書を活用して、ウェブ上で作成するIDです。本人を認証するキーとして必要になります。この設定は、御自身でもパソコンやスマートフォンから設定ができます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

自分も一応ホームページで確認はしているんですけども、なかなか難しく、このマイキーID設定がまずちょっと難しいなということと、このマイキーID設定をしないと消費活性化策は受けられないですよね。そうすると、高齢者の方とか、多分、マイキーID設定がとても難しくなると思いますので、その辺の周知とかの徹底をお願いしたいんですけども。

○議長（田中政司君）

市民課長。

○市民課長（馬郡裕美君）

お答えします。

マイキーID設定につきましては、パソコンからとスマートフォンのアンドロイド系の分は確立がされていますが、iPhoneからはまだ今アプリが確立されていないので、iPhoneからの設定は今のところまでできていない状況です。

高齢者の方につきましては、設定については難しいところがあると思いますので、今後、出張申請をしていく予定にしています。老人会とか、地域に出向いてマイナンバーカードの申請を受け付けようとしているところなんですけれども、その際に、マイキーIDの設定の支援まで同時に行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

詳しくありがとうございます。

ちなみにですけれども、今マイナンバーカードを持っている人は消費活性化策を受けられるんですか。それとも、マイキーID設定をしないと受けられないんですか、お伺いします。

○議長（田中政司君）

市民課長。

○市民課長（馬郡裕美君）

お答えします。

国の事業の消費活性化策は令和2年度の事業でして、まだ今はマイキーIDの設定をしてもこの還元策はありません。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

だから、既に今マイナンバーを持っているだけでいいのか。IDにせんぎいかんのかということ。

○市民課長（馬郡裕美君）続

お答えします。

今既にマイナンバーカードを持っておられる方で、マイキーIDを設定されている方は利用できます（発言する者あり）すみません。今から設定はできます。

○議長（田中政司君）

しないと受けられない……

○市民課長（馬郡裕美君）続

しないと受けられません。

○議長（田中政司君）

次に、宮崎一徳議員、2つあったろ。

○5番（宮崎一徳君）続

これは2つに分けておりますが、個人番号利用環境整備費、主要な事業説明書のP7については、先ほど同一様の質問がございましたので、それは取り下げます。P6を行います。

○議長（田中政司君）

P7を取り下げて、そいけん(2)を取り下げて(1)だけということですね。

○5番（宮崎一徳君）

はい、そういうことです。

まず一括で質問をいたします。

個人番号カード作成のメリット、デメリットがもしあれば、それをお伺いします。

2点目、現在、嬉野市の個人番号カードの交付率はどの程度なのか、お願いをいたします。

3点目、国が求めている交付率の達成目安、これについてもお伺いします。

○議長（田中政司君）

市民課長。

○市民課長（馬郡裕美君）

お答えします。

個人番号カード作成のメリット、デメリットですが、メリットしましては、まずは本人確認の際の身分証明書としての利用や確定申告などの行政手続きのオンライン申請に利用することができます。

令和2年度末からは健康保険証としての運用開始がなされますので、マイナンバーカードの提示で健康保険の資格の確認ができるようになる予定です。また、先ほど説明いたしましたマイナンバーカードを活用した消費活性化策が実施される予定で、その際、マイナンバーカードを持っていることか前提要件になります。

デメリットとしましては特にありませんが、あえて申し上げるとするならば、マイナンバーカードの発行から10回目の誕生日、未成年の場合は5回目の誕生日になりますが、更新が必要となります。電子証明書につきましても発行から5回目の誕生日の更新が必要となります。

2番目の、現在、嬉野市の個人番号カードの交付率はどの程度かということですが、11月末現在で8.8%でございます。

国が求めている交付率の達成目安ですが、国は、健康保険証の運用が開始される令和2年度末に国民の約半数、令和4年度末にほとんどの住民が保有していることを想定してあります。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

国の目安というのはすごい目安だと私も思います。

次、質問をいたします。

個人番号カードの普及、これがなかなか進んでいかない。この原因についてはどういうことが考えられるか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

市民課長。

○市民課長（馬郡裕美君）

お答えします。

これまで普及しなかった理由としましては、先ほど申しましたメリットが余りなかったこ

とが考えられます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

それと、嬉野市では国が求めている交付率の達成に向けてどのような取り組みをなさるのか、お伺いします。

○議長（田中政司君）

市民課長。

○市民課長（馬郡裕美君）

お答えします。

今後、これまでスマートフォンやパソコン、または郵送の方法により御自身で申請をして、交付の際に市役所に受け取りに来る交付時来庁方式と、市役所で申請される申請時来庁方式の方法のみの受け付けでしたが、今後は企業や地域に出向き、出張申請受付方式も進めていく予定でございます。

○議長（田中政司君）

これで歳出26ページから32ページまでの2款、総務費の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

休憩前に引き続き議案質疑を行います。

次に、歳出33ページから37ページまでの3款、民生費について質疑を行います。

初めに、35ページの2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず初めに、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

35ページの分の施設型給付費であります。

この分の主要な説明が9ページにありますので、それに沿って質問をいたします。

ことしから始まった分の認定こども園ですけれども、今回、12月定例議会で上がっているのが、市内認定こども園にマイナスの710万4,000円、あと、広域認定こども園に1,162万6,000円が計上されていますけれども、この内容と申しましょうか、理由の説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

市内の認定こども園の減少の理由ということになるかと思うんですけども、まず、大前提として、当初予算時は昨年の10月時点での概算の数字ということになります。市内の認定こども園に通園する児童数は現在、令和元年10月時点と、その当時の10月時点とそこまで差はありません。見込みどおりだったんですけども、当初は概算によって算定しているため、園ごとに異なる施設型給付費の差額、単価が園ごとに差があります。そういうことと、あと、対象児の児童数、ゼロ歳児さんとか、4歳児さん、5歳児さんに入られている、そういった数によっても金額等が変わってまいりますので、そういったところの差によって大体全体からすれば一、二%ぐらいに当たる分を今回減額補正しているということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

昨年10月に現状を鑑みて試算をした中で、それぞれ市内の分と広域の分のずれが生じたということでありまして。差額として452万2,000円が増額という形になっているわけでありまして。

そうしますと、これに基づきながら、施設型給付費でありますので、受け入れの施設がこれに沿って事業計画というかな、特に施設の設備とかをされておられるとするならば、そういった部分の施設に影響があったのか、ないのか、確認をいたします。

施設には直接影響はないわけですか。要するに、こども園を開設するに当たりまして、施設の改造とか。（「設備投資にお金がかかっているかということですか」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

この施設型給付費というのは、昔言っていた——昔と言ったらおかしいですけども、前は措置費というような感じで、子どもさんを預けられるかと思うんですけども、そのときに保育の無償化とかがありますが、保護者が支払われる分と、その子どもさんに対して、昔は措置費とかも言っていたんですけども、その施設への給付をする分ということになりますので、施設自体が——施設というのは、その園自体がどうのこうのというよりも、預けられた子どもさん、ゼロ歳児さんだったらゼロ歳児さん、四、五歳児さんだったら四、五歳児さんに応じて金額が違ってくるということになります。

先ほどちょっと説明が不足していたかと思うんですけども、先ほど減額の理由の部分を上申しましたが、市外の部分についてもあわせて説明をいたしますと、結局、ゼロ歳児さんと四、五歳児さんに対する施設への給付費の部分で金額が違うということになりますので、人数による差というよりも、対象児の児童数の差、ゼロ歳児さんに5人もともと予定していたのがふえて7人になったとかいう場合は、その施設に給付費として支払う金額が変わってくるということになります。そういった差による部分と、もう一つ、保育所への施設型給付費と認定こども園への施設型給付費というのをうちのほうは区分を分けておりますけれども、保育所から認定こども園になったところが、市外に昨年、平成30年度に1件、平成31年度に1件ということで、区分の変更ですね。保育所から認定こども園に変わったというようなものもありましたので、そういった点等で金額がちょっと、当初見込んでいたものと市外の分も変わってきたということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

それでは、今、課長の御答弁の中にありましたように、各施設ごとの増減が生じてトータルとしてこうなったということで理解いたしますけれども、通告に書いていますけれども、対象の幼稚園児、またこども園児の人数、前年との対比等々、ここで答弁に時間がかかるようでしたら資料で結構ですから、御回答をお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

人数についてになるんですけども、昨年の10月時点で特化して、昨年度の10月までと今年度の4月から10月までの延べ人数を平均で割返した人数で言いますと、市内の認定こども園は昨年度の10月までの人数で月平均としては約1人減ぐらい。広域のほうは、月に3人から4人ぐらいの増には確かにはいるんですけども、当初予算を算定するときには10月時点の人数で12カ月分を大体算定をいたしますので、先ほども言いましたように人数による増減というよりも、保育所から認定こども園に変わった点や対象園の児童数の差、ゼロ歳児さんの人数の差——A認定こども園とB認定こども園では、同じゼロ歳児さんでも金額が違います。それは定数によって金額が違います。ですから、Aこども園さんに、例えば10万円ゼロ歳児さんで20万円払ったとします。ところが、B保育園さんには定数の関係で15万円給付をするというようなことも出てきますので、同じゼロ歳児さんでもそこら辺に差が出てくるということになります。

そういったところの差で、今回は人数の差というよりも、そういう保育所から認定こども

園に区分の変更があった点や児童数、ゼロ歳児さんが今回は2名ほど同じ10月時点でも違いますので、ふえておりますので、そういったところで加算金額等も変わってきますので、その差とを考えていただけたらというふうに思います。

以上です。（「はい、わかりました。以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

私は、主要な事業の説明書8ページの放課後児童健全育成事業について、今回追加補正されている事業の詳細、また補正の理由を何うということで、これは全体説明のほうで受けておりますけれども、もうちょっと詳しく、数とかも含めてよろしくをお願いします。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

4月当初、6月補正見込み時点では、入所人数というのを大体25人前後を推移する予定として計算をしておりましたが、実際は30人から35人を超えるような入所児童数が入っていらっしゃいます。特に、長期休暇のときには39人、もう40人近くの子どもさんが入られたということで、予定より5人から10人ふえたというような実態がございました。また、職員もそれに伴って、ローテーションも含めてもともと検討をされていらっしゃったんですけれども、この人数と、あと手厚く対応が必要な児童という方も数名、思っていたよりも希望をされて実際入っていらっしゃいましたので、実際長期的には、臨時的に、期間的にはそんなに長くはないんですけれども、1名追加してお願いをされて、その分が加算されたというような経緯があります。

それと2点あって、もう一点が兄弟入所が多かったということで、兄弟入所というのは、1人目はそのままの金額なんですけど、2人目、3人目となった場合は半額となります。実際の運営費に係る分から収入になりますので、その分を差し引いて算定をするんですけれども、その分について、この2人目、3人目の分で全体で17人が対象になられています、2人目、3人目、半額になる対象の方がですね。それで、そういった部分で収入見込みよりも収入が減ったというようなことで、今回運営費の部分が不足するというので、概算で計算をして、今回補正で出ささせていただいております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

ちょっと確認しますが、これは民営のところですよ。（「民営のところですよ」と呼ぶ者あり）ここの数が異常に多かったというのは、当然今ほかの学童さんと比べると、民営として施設というものの充実度とか、そういったものが高いからこうなったのか、そこら辺ちょっと御説明いただいてよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

民営のほうが魅力——魅力というか、そういうのが高いからということかというようなお尋ねなんですけれども、それぞれの放課後児童クラブには特徴があるかと思います。民間のところのうちの方が補助を出しております、直営ではないですので、確かに、民間として独自になさっていらっしゃることもございます。そこを魅力と感じられた保護者の方はさらに希望をされるかと思います。ただ、ほかの放課後児童クラブ自体が減ってきているというわけではなく、放課後児童クラブ全体的に預けられる方が増加しております。少子化等を今ずっと言われているんですけれども、放課後児童クラブに預かってほしいと思われている子どもさんというのは物すごく増加をしております、今年度も11月に申請を出してもらうようにしていたんですけれども、前年度よりも増加をしているような傾向がございます。そういった点で、全体的に6年生までとなったのはこととしてはないんですけれども、年々増加をしているという傾向があるということを分析しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

ほかのところも軒並み多いにしても、ここだけ多分突出しているんじゃないかなという気はするんですけど、そういうことじゃないのかということと、あと、これは場所によって当然ばらつきがあると思うんですよ。人気があるところ、人気がないところというのが多分出てくるんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺も含めて、若干その施設の内容とか、充実度とかということに公平性というものが保たれているのかなと、そこにちょっと疑問を感じるころではあるんですよ。

そこら辺も含めて、民営で、市がある程度負担しているところもあるでしょうし、払っているお金は皆さん一緒ですよ。違うのかな、違うの。（「違います」と呼ぶ者あり）違うんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そこら辺の説明も含めてちょっとお願いします。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

放課後児童健全育成事業の分でうちのほうが委託しているというのは、委託はあくまでもうちが主体となっております。うちの業務を委託しているということですので、ちょっと言えば、直営でうちがするかわりにお願いをしているということになります。民間のほうの補助というのは、民間が実際にしていらっしゃるところにうちのほうが補助として出しているということになりますので、実際うちが直営でしている場合は、施設等についても市のほうで整備をずっとしていくような形になります。ただ、民間さんに補助を出す場合、そういった事業の整備等のメニューとしてはありますが、直営でするようなそういう充実したといえますか、そこまでのそういう補助というのはないですので、自分のところで、例えばエアコンとかが壊れたようなときは自分たちの運営費の中で賄っていかなければいけませんので、そういった点とか、直営でしているところも運営費のほうではなるんですけども、そこら辺に若干差があります。直営のほうが、より充実したものを受けていらっしゃることになります、市が直接運営をしているということですので。委託とは、補助の部分でそのもともとの算定の基準値というのが違います。

利用料は、合わせております。今回、補助金の対象になったときに、利用料については合わせておりますけれども、土曜日に1,000円をもらう部分、その部分だけは土曜日の利用がちょっと少ないので、その部分だけは違いますが、あと長期休暇とか、平日に預けられる分は同じような状況です。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

広域認定こども園と市内認定こども園の負担金についての質問ですが、先ほどの山下議員への説明で大体わかりました。見込みとの人数の増減はほとんどなくて、広域認定こども園においては区分の変更と。そのほか、ゼロ歳児の人数とか、そういったものだというふうに伺いましたので、わかりました。

それで1点だけ、広域認定こども園の区分の変更が保育園から認定こども園になったということなんですけれども、それに伴って、上の委託料の広域保育園施設型給付費の増減とか、そういったものに行く行く影響はしてくるものか、それだけお伺いします。（「もう一回いいですか」と呼ぶ者あり）

広域認定こども園の増額の理由で、区分の変更というふうにおっしゃいました。ということは、広域保育園施設型給付費、委託費の、それが行く行く変わっていくのか、それだけお伺いします。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

広域保育施設の施設型給付費については、3月に精算を出そうかと思っているんですけども、ここに異動になった分というのは、もちろんその分は区分が変わっておりますので、少なくなるような形になります。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、宮崎一徳議員。これはどがんしますか、放課後児童健全育成事業と施設型給付費。

○5番（宮崎一徳君）

そんな心配要らないように考えております。

○議長（田中政司君）

いやいや心配じゃなくて、3回ずつ両方で、どがんしますか。

○5番（宮崎一徳君）続

3人さんの質問の中で理解ができましたので、主要な事業の説明書の8ページの放課後児童健全育成事業及び主要な事業の説明書9ページ、施設型給付費、これについては取り下げをいたします。

○議長（田中政司君）

わかりました。

これで歳出33ページから37ページまでの3款。民生費の質疑を終わります。

次に、歳出38ページから40ページまでの4款。衛生費について質疑を行います。

まず、39ページの2項。清掃費、2目。塵芥処理費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

私のほうからは1点だけです。

39ページの19節。負担金、補助及び交付金のところで、杵藤ごみ処理センター運営費及び県西部広域環境組合運営費、この運営費の負担金減額要因の説明を再度お願いいたします。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

お答えいたします。

この2つの負担金でございますけれども、まずもって、いずれも事業の精算に伴うものでございまして、平成30年度決算によります剰余金の繰り入れ及び令和元年度、今年度の事業費の、今年度の事業の見込み額がおおむね決定いたしましたことで、広域の負担金を減額す

るものでございます。

その減額の要因といたしましては、まず、杵藤ごみ処理センターにつきましては、平成30年度の決算剰余金を平成31年度のほうに繰り入れたことによる負担金の減。

それから、県西部広域環境組合につきましては佐賀西部クリーンセンターに――あそこは個人や事業所のほうから直接搬入されたときに、重量によって計量負担金というのをお支払いされております。こちらの計量手数料の平成30年度分が、今年度の負担金の減ということで、これによって減少したものでございます。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで歳出38ページから40ページまでの4款、衛生費の質疑を終わります。

次に、歳出41ページから43ページまでの6款、農林水産業費について質疑を行います。

初めに、41ページの1項、農業費、3目、農業振興費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

これはどがんしますか。負担金、補助及び交付金で農業次世代人材投資資金事業と強い農業・担い手づくり総合支援事業、1つずつ……

○12番（山下芳郎君）

1つずつです。

それでは、1つずつ質問をいたします。

まず、農業次世代人材投資資金事業でありますけれども、この分、新規就農交付金と言った時代から継続で、名前が変わっておりますけれども、国の制度として非常に素晴らしい制度であります。今年度、今回の補正では、年度途中で計上されておりますけれども、途中からでも交付ができるのか。

それと、この方につきましては、主要な事業の説明書に書いてありますけれども、農業後継者なのか、新規就農なのか、確認いたします。

まず、その2点をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをいたします。

まず、年度途中からの交付の可否についてですが、年度途中からも可能ということになっております。

また、今回、補正案件で説明している対象者につきましては、もともと御実家がお茶農家さんということですが、ただし、この事業を受けるためには、御自身で親さんの経営とは別に

農業をやっていただくということになりますので、実際は農家の後継者ですが、御自身としては新規就農者の扱いになるということです。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

では確認ですけれども、半年から入ってお尻のほうも半年ずつの、合わせて1年という計算で補助金はされると思いますけど、その確認と、もう一つは、今あったように、農家だけでも、自分で農業をなりわいにしたいということで、これも非常に力強く思っております。

そういった中でですけれども、この制度の募集を年ごとに見てみますと、やや減と、少し減ってきているという状態であります。国自身もほかの自治体もそうなのかということと、今回のこの募集に当たって、どのような方法で促しておられるのか、確認をいたします。

以上です。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

最初のお尋ねについてお答えをいたします。

議員お見込みのとおり、半期ごとの交付ということになってまいります。

また募集の件につきましては、この事業が、市役所、JA、県の機関、主に普及センターあたりになりますけれども、こういったところに農業をやりたいという御相談があった場合に、当事者に農業次世代人材投資資金事業については御説明を申し上げているという形です。国や県のホームページのほうに、事業概要については説明があっているということでもあります。

この事業の趣旨というのが、経営を開始した新規就農者の経営確立を支えるという意味での事業ということでございますので、初期経営の安定化のための資金という御理解をいただければと思いますが、交付を希望して一定の要件を満たした方に交付をいたしております。ということで、募集という形ではなくて、事業の周知という形でおつなぎをさせていただいているという形になっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

募集ということじゃなしに告知、周知ということで各種団体が一緒になってしているということで理解をいたしました。

よその自治体を見てみますと、これを一つの錦の御旗とまではいきませんけれども、表にどんと出しながら、それで移住定住につなげているというところも、農業経験者じゃない方も含めてしている自治体もありますので、それはあくまでも募集にということで表に出している自治体もありますので、そういったところは今後参考になされませんでしょうか。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

この事業があるから農業に就農してくださいということではなくて……（「ほかのを組み合わせる」と呼ぶ者あり）ではなくて、いわゆる農業をなりわいとしてやっていこうという方の生活支援ということが本旨でございますので、それを受け取られる方のとりよりの部分もあろうかと思いますが、現状、佐賀県と同様に、募集という形ではなく、こういう事業がありますよというPRをやっていきたいという形で考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次、強い農業・担い手づくり総合支援事業。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

次の、強い農業・担い手づくり支援事業に質問をいたします。

こちら主要な事業の説明書の12ページにありますが、今回の災害等々でハウス等が倒壊、もしくは半壊という形で上がっておるわけでありまして。これにつきまして、どういった形でこの分のリサーチと申しましょうか、確認をされたのか。それと程度というか、そこら辺についての判断基準をお願いします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをいたします。

本事業につきましては、嬉野市でも被害がございましたが、本年8月末の大雨から9月22日に、上陸はしませんでした。九州にとっては最悪のコースと言われる対馬海峡を通過した台風17号被害、このあたりの被害を網羅する支援の目的の事業ということで起こっておる事業であります。

被害をどのようにして把握したかという話になりますと、御本人さんから関係機関、団体へのお知らせであったり、こちらのほうで巡回をしたり——こちらというのは市役所、農協、その他関係機関、団体も含めてですけれども、そういうのを受けて被害の発生を確認して、特に共済関係につきましては知識者による現場の確認、査定等もあって行っているという形になっているかと思えます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

当然、認定される手前の中で一つの基準というんでしょうか、目安があつてのことですよ
ね。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをいたします。

あくまでも、先ほど申しました8月末から17号台風までの被害に伴う損害というものに対
しての対応ということになってまいります。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私は、19節、負担金、補助及び交付金の農村ビジネスサポート事業についてお尋ねします。

37万8,000円という補正であります。主要な事業の説明書では11ページになります。

合同常任委員会でも御説明があつたかと思ひますけれども、これは県単の事業と認識して
おりますけれども、今回の追加補正で整備対策2件、推進対策2件とありますけれども、こ
ちらの対象者の業種と対策の内容をまずお伺いします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをいたします。

本事業の業種の対象と内容ということでのお尋ねかと理解しております。常任委員会での
御説明と重複する部分がございますが、御勘弁をお願いしたいと思います。

対象者となりますのは、農林業所得向上と農山村地域の活性化を図るための農村ビジネス
の取り組み、その取り組みに必要な施設、機械等を整備する費用の一部を助成、支援する
というものであるということでもあります。

佐賀県のさが農村ビジネス支援事業の採択を受けた者に対して、嬉野市が独自で助成をす
るものということで、県の事業採択があれば、市も独自で1割、10分の1を助成するとい
う形になっております。施設整備分が上限の100万円、推進対策分、いわゆるソフト部分が10
万円ということでの支援のメニューを予定しております。

以上です。（「内容を。それはどういった内容」と呼ぶ者あり）申請者のですか、対象者。（「対象者のその業種が、どういった業種の方が……」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

今回の補正の対象者。（「それと、その具体的な内容をですね」と呼ぶ者あり）

○農業政策課長（福田正文君） 続

大変失礼いたしました。

今回補正に上げておりますのは、推進対策の分で2件、整備対策の分で2件ということになっております。

都合4件のうち3件がお茶関係ということになっております。1件は畜産関係ということになっております。（「内容を」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。

まず、推進対策分の2件につきましては、ホームページの作成、ロゴマークの作成、パンフレットの作成、チラシ作成という形で承っております。

あと整備対策分、いわゆるハード整備の分につきましては、お茶関係の真空ガス包装機を導入したいということでの申請ということで承っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

今回の補正ですけれども、これは県からの追加の予算ということで上がってきたということで理解していいんですか。最初の9月補正で100万円と3万円の補正がありますけれども、今回の補正は、県からの、それ以降の予算として上がってきたと理解していいのでしょうか。

それと②になりますけれども、これは公募の仕方というか、申請から選定まで、先ほど言われましたお茶関係の方が3件、それともう一件が養豚関係ということですがけれども、例えば公募なのか、手挙げ式なのかというところで御説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをいたします。

まず、9月補正に続いて12月補正もという形になっております件ですが、国のほうの事業名が今年度、農村ビジネス支援事業というタイトルになっております。この事業の予算があるうちは、引き続き募集をかけていらっしゃるという形になっております。

ですので、今回補正で4件上げました分は、10月、11月、12月に県の採択内示があったも

のと、9月補正後に県のほうの事業に乗られて、この県の事業に乗られた場合はうちも独自に補助をするという形の上でということで、申しわけございません、五月雨式の補正計上ということになっております。

それと、手挙げ式なのか、拾っていくのかというお話の部分ですが、いわゆる6次化あたり、もっと対外的に取り組みたいという案件の御相談があれば、県のほうが当然、当事者にこういう事業がありますよという話、もしくは市のほうに御相談があれば、まず、県のこういう事業がありますよと、県の事業採択がなれば、嬉野市としてはさらに10%支援ができますよという話をさせていただいております。なので、傾向としましては手挙げというか、御本人さんのお話があってからの動きということになってまいるところだと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

手挙げということですけども、じゃ、この申請というのは、今先ほど国からの全体的な……

○議長（田中政司君）

ちょっと待って。

さっき一番初めに国のビジネスサポート事業と言うたもんね。県やけん。（「それと事業が全然違うということば説明せんぎわかいしゃれん。うちの市の単独と」「追加でそしたら」と呼ぶ者あり）ちょっと待って、これは3回目ですもんね。（「はい」と呼ぶ者あり）
農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

すみません、答弁が十分に至らずに申しわけございません。補足の説明をさせていただきます。

今回御質問いただいている農村ビジネスサポート事業というのは、嬉野市独自の事業ということになっております。

もう一つ、佐賀県の事業としまして、さが農村ビジネス支援事業というのが今年度ございます。それで、この佐賀県のさが農村ビジネス支援事業の採択を受けられた方に対して、嬉野市のこのビジネスサポート事業を充てていくという形になっております。私が冒頭、国の事業という御説明をしてしまいましたが、間違っておりました。申しわけございません。

○議長（田中政司君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

では、今回の農村ビジネスサポート事業というのは、これは県単の事業ですね……

○議長（田中政司君）

だから、これは市。

○8番（増田朝子君）続

これは市ですか。

○議長（田中政司君）

支援事業が県。

○8番（増田朝子君）続

そうですね、はい。採択を受けたということですね。

じゃ、9月補正で上げられた100万円の補助の方も、今回手挙げ式で可能、ダブっている場合もあるということですね。この9月補正で受けられた方と、今回の補正で上がった整備対策と両方受けられるんですかね、整備対策と推進対策、両方補助金として受けられるのかなということのお尋ねです。

それと、県の事業採択を受けられた方が今回、市のということと理解できました。じゃ、今の質問をお願いします。

○議長（田中政司君）

今のは何やった。

○8番（増田朝子君）続

9月で補正を受けられた方が、その整備対策と推進対策の両方の補助を受けられますかという質問です。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをさせていただきます。

県の事業につきましては、予算の範囲内であれば同一者の方がソフト、ハード、両方に採択を受けられることは可能ということになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

同じく農村ビジネスサポート事業です。

おおむねのことは理解ができましたので、確認をしておきたいと思っています。

県の事業と市の事業ということになりますが、一つの事業に対して、ここに事業費というのがあらわれておりますけれども、県が2分の1しますよ、市が10分の1ですよ、この事業

に対しては6割が補助の対象になるということによごございますか。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをいたします。

議員お見込みのとおりであります。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

先ほど整備対策の中に真空パック装置の購入費用ということでございますけれども、今後、何年間この事業をやっていくというような定めがございますでしょうか。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

申しわけございません、県の事業に伴っての市の事業ということになっております。基本的に、県の事業が終了すれば市の事業も目的到達ということで考えておりますが、県の事業の期間につきましては確認をいたしておつなぎをいたしたいというふうに思います。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、同じく41ページの1項、農業費、4目、茶業振興費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、質問します。

補助金の、さが園芸生産888億円推進事業の計上に関してなんですけれども、県の予算のかさ上げに伴う計上ということで説明を受けたような気がしますが、その確認と、その補助率のかさ上げに関しての要件等々が何かあるのかという点をまず教えていただきたいと思えます。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをいたします。

まず、補助率の原則論でございますが、県が3分の1以内、市が10分の1以上ということになっております。10分の1以上となっております部分は、事業費の精算等をしました際に端数が出てまいった分を、少しでも行政負担のほうで賄おうということで「以上」という表

現を市の分につきましてははとらせていただいております。

この事業でかさ上げという部分につきましては、このかさ上げになる一番大きな要件は、それぞれの中山間チャレンジプロジェクトという県の事業がございますが、これに取り組んでいただいた地区、集落の中で、この888億円推進事業のメニューの中で該当する部分があれば3分の1補助が40%補助にかさ上げをされるというものになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

前提としては、そのそれぞれの中山間チャレンジプロジェクトという事業をまずしとかんぎいかんというのが前提になるということですよ、かさ上げ要件の中にはですよ。

そういった中において、昨年度は恐らく冬野、下吉田の2地区だったと思います。今年度、そこに取り組まれているところと、地区名がもしわかれば教えていただきたいということと、この補助金のかさ上げになった部分を利用して、どういった事業を今度そこで展開されるのかというところを聞かせていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをさせていただきます。

まず、それぞれの中山間チャレンジプロジェクトにつきましては、平成30年度は議員御発言のように、嬉野町地区が下吉田区、塩田町地区が冬野区のほうで取り組んでいらっしゃいます。現在この2つの地区で、このさが園芸生産888億円推進事業に乗れる案件があつていないというのが、まず御報告の1点ということになります。

それと、今年度この事業に乗っている事業は具体的にはどういうことかと申しますと、いずれもお茶関係の事業体ということになっております。荒茶加工用の機械部品の延長、長寿命化の手段として。また、同じく荒茶加工の用の製茶仕上げ機械の機能向上ということで本事業を導入して機能を上げていきたい、修繕をしていきたいということでの申請というふうに乗っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

3回目ですけれども、それぞれの中山間チャレンジプロジェクトに関しては、今、地区で限定をされて取り組まれているということですが、逆に今度、お茶という観点から行

けば、お茶の団体というのがあるとすけれども、その団体の方々が、例えば中山間チャレンジの事業ばして、今後このさが園芸生産888億円推進事業の補助のかさ上げというところも利用しながら、今後、うれしの茶のブランド化というような戦略につなげていくというようなことも今後考えることも可能かどうか、そこをお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをいたします。

このそれぞれの中山間チャレンジプロジェクトというのは、結局、集落、地域を今後5年後、10年後どうしていきますかというお話を、ぜひ地域の方でやってくださいと。これまでは行政のほうからこうですか、ああですかという話をさせていただいていたんですが、御自身たち、住んでいらっしゃる方々、農家の方、非農家の方も含めてぜひお考えくださいという形でのこの事業の取り組みとなっております。

ということもありまして、昨年度、今年度とも、行政区単位で——今、今年度は4回目の会合が終わっているところですが——話を進めているということでもあります。

議員御発言のように、例えば茶業関係の組織のほうで受けてもらえることは可能かということではありますが、事業としましてはこのそれぞれの中山間チャレンジプロジェクトは、いわゆる産地ということでの取り組みも可能ですので、来年度に関しては地元の茶業関係の団体のほうにいかがですかという投げかけはいたしてみたいというふうに考えております。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、同じく41ページの1項、農業費、8目、畜産業費について質疑の通告がありますので、これを許可いたします。諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

主要な事業の説明書の13ページになるかと思えます。

アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業についてお尋ねをします。

今、全世界で豚コレラが蔓延しているということで最近よくニュースに聞きますけれども、豚コレラ及びアフリカ豚コレラは、いまだ、まだ九州には上陸はしていないかとは思っております。この防止支援事業が行われるわけですけれども、もう少し詳しく詳細説明をお願いします。

同時に、申請者が1件というふうに載っていますので、市内の養豚業者自体はどれくらいおられるかまでお願いいたします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをいたします。

まず、この事業の詳細説明をということで御説明をさせていただきます。

アフリカ豚コレラにつきましては、これまで国内での発生は確認がされておりません。ブタやイノシシの海外悪性伝染病ということで、感染拡大となった場合は野生動物、特に野生のイノシシの関与は極めて大きいものというふうにご考えられております。

この病気につきましては、家畜伝染病予防法において、特定家畜伝染病に指定されておりました。病原体の伝播力の強さから、万が一発生した場合は我が国の養豚業界に多大な影響をもたらすという危惧を抱かれております。

現在、中国において、平成30年8月に初めて発生が確認されて以降、中国全土及びその周辺国にこのアフリカ豚コレラは拡大をしております。これだけ交流人口がふえております関係、また、来年はオリンピック・パラリンピックがある関係で、海外からのお客様が来られることを考えれば、国内への侵入も水際で防止をしながら、危機感が相当高まっているものというふうにご国のほうとしては思っておられるというふうにご思っております。

また、中京の辺で今発生しております豚コレラ、これとはまた別のものということになっております。今回の事業はこの「アフリカ」と4文字がついているほうの対応をやっていくという形になっております。

この事業は、県内の養豚場に対して、いわゆる野生のイノシシが侵入してこないように防護策を張りめぐらせてくださいという形の中で支援をしていくという形になっております。

市内の養豚業者さんにつきましては2件ございまして、そのうち1件がこの事業に乗るということで、現在事務のほうを進めているということでもあります。

もう一件につきましては、今後の事業継続が全然読めないと。この事業で養豚場をぐるりと囲んだ場合は、いわゆるイノシシよけの柵で回しました場合、あれは耐用年数が14年ということになっておまして、その14年より手前にもし養豚業を廃止した場合は補助金返還の可能性が出てくるということもございまして、14年後まで続けていけるかどうかは現状判断できないということで、お一人の業者さんは今回乗っていらっしやらないという状況であります。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

この事業は柵をつくるということなので、イノシシ自体を減らす事業じゃないわけですね。中に侵入して来させないという事業なので、根本的には何も解決していないわけなんですけれども、今後と言うたらいかんけれども、イノシシの数を減らす事業を今大分やっておられ

ますけど、もっともっと大きくイノシシを減らす、殺処分をすとか、そういう事業に取り組まないと蔓延する可能性があるとは思いますが、そこら辺の事業について今後進展するのか、お願いいたします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをいたします。

基本的に野生の動物であっても、ベースは、鳥獣保護の考え方がベースにございまして、この観点がある以上、言葉がふさわしくないかもしれませんが、その種を根絶するということはできないということになっております。

ということで、現在、市民の方なり農業者の方から農作物等の被害等の御連絡をいただければ、市内の2つの猟友会のメンバーの方におつなぎをして、箱わなを設置していただいたりという形で駆除の作業を続けているということでありまして。嬉野市内でも、大小はございますけれども、年間1,000頭を超えるイノシシが捕獲されておりまして、数が確実に減っているかというところでもないということではあるんですが、先ほど言いましたように抜本的に種を絶つことはできませんので、迷惑をかける野生動物を排除していくという形で対応せざるを得ないかなというふうに理解しております。

以上です。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、43ページの2項、林業費、4目、造林費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

それでは造林費、事業名が森林環境保全直接支援事業16万6,000円が計上されております。

この事業は、当初でもありましたように国の肝入りとして、災害等を含めて森林の集約化、もしくは路線の整備等々の事業として計上されているわけでありまして。ことしは5カ年計画の1年目ということでありまして。当初の予算で50万7,000円が計上され、今回16万6,000円が計上されまして、合計67万3,000円でありまして。

合同常任委員会でも説明がありましたけれども、今回の補正予算につきましては作業路のかさ上げということで聞いております。その分の場所、もしくはその内容についてまず説明をお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

森林環境保全直接支援事業、まず、こちらの場所につきましては赤仁田地区でございます。当初の計画で2キロ、これは等高線等を利用して延長等を計画されていたものでございます。400メートル伸びた部分につきましては、実延長ということでの報告で補正を行っているものでございます。

合同常任委員会でも少し説明をいたしました、この目的の作業路につきましては、大もとの補助に加えまして佐賀県独自のかさ上げ補助があっておりまして、そのかさ上げ部分で市が8.5%の補助をしているということで、今回の16万6,000円の増額計上を行っているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

県の事業の中に市がそれを追って補助を今回申請したということですね。

5カ年計画でありまして、どこの山林も非常に管理、手入れが行き届いていないということがありますので、1年目にしてはこの予算の計上が私は少なかつたんじゃないかと思うんですけれども、今後の進展と申しましょうか、年度ごとの計画と、今、赤仁田地区をなさっておられますけれども、今後の進展とか、どういった形で進めていくのか、計画がありましたらお示しをいただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

今後の計画については今、資料を持ち合わせておりませんので、後立って報告をさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。（「概要としてどういった展開に持っていきたいとか、漠然としてでいいから、そういったところはできませんか」と呼ぶ者あり）

すみません、ちょっと確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

じゃ、後ほどで結構ですので、よろしくをお願いします。

これは、あくまでも山の持ち主さんは民間ということで載っていますけれども、要するに民有林、個人有林が対象ということですね。これについては、県、もしくは市含めてですけども、例えば、持ち主の方がこの事業を知って、うちのところもとか、この地区はということが、もしくは市のほうからこのエリアはとか、漠然としたエリアを示されるのか、ど

うなんでしょうか。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

その件につきましても、今資料を持ち合わせておりませんので、すみません、後立って御報告させていただきます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

これで歳出41ページから43ページまでの6款、農林水産業費の質疑を終わります。

次に、歳出44ページ、7款、商工費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、歳出45ページから48ページまで、8款、土木費について質疑を行います。

初めに、46ページの2項、道路橋りょう費、2目、道路橋りょう新設改良費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず初めに、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

これも合同常任委員会でお聞きしました、また、主要な事業の説明書のほうにも場所等々あるわけですけれども、今回の420万円の算出の根拠と申しましょうか、そこら辺のお示しをお願いします。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

この金額の算定根拠といたしましては、こちらの土地が実際の不動産物件として上がっておいりましたので、その提示額ということで予算計上を行っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

私も現地を車の中からですけれども、見ております。以前からその場所が非常に交通渋滞で危険と申しましょうか、そういった点で今回その分が売りに出たので、市が先に購入の予算が上がっているということで理解をいたします。それは非常にいいことだと思いますけれども、その中でですけれども、あそこの場所が、高速道路に近いほうが市道、国道との交差点点になっています。面積的に、どうしても国道に面する部分が広いわけですね。単純に、あそこは大体30坪ほどじゃないかと思っておりますけれども、その中で、国道に面するところが多

い中で、国のほうに補助金の申請、要請ができなかったのか、私は強くそこら辺をお願いしても、特に、そこに市が建物をつくるとかいうことじゃなしに、やっぱり公益性上、安全上、あそこを市が買い取って市道の拡幅という形で捉えておられますので、そういった意味合いでは非常に市民の安全を守るという意味でいいわけですよ、特に国道に面している面が多いものだから。ぜひ国のほうに、されたのか、今後どうされるのか、示していただきたい。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

この交差点につきましては、平成16年度に国道事務所と計画協議を行っております。この計画につきましては、市道の右折レーンの確保等を含めて交差点協議を市のほうから要望をしたものでございます。こちらのほうで要望をしておりますので、市が原因者ということで、2カ所はもう既に交差点の改良を行っておりますが、そちらの改良工事につきましても国道の事業としての負担はあっておりません。

今回につきましても、同じく負担は市のほうでなければならないというふうなことでお話を伺っているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

市長にお尋ねします。

今の件ですけれども、国道に面する面が多いわけですね。確かに、原因者としては嬉野市が言ったにしても、その場所というのは誰でも、国も、あそこは交通の非常に危険な場所というのは多分認識していると思います。そういった点では、市と国と一緒にあってあそこについては購入していくんだということの割合の分ですけれども、国にかかわることは要請をお願いできませんか。

○議長（田中政司君）

建設部長。

○建設部長（副島昌彦君）

お答えします。

事業のやり方について負担割合というのはいろいろある箇所もあると思います。ただ、今回のこの箇所につきましては、今うちの課長が言いますように、平成16年度の協議時点でうちのほうで負担して——負担してというか、負担するとかしないとかじゃなくて、うちのほうの原因者のほうで施工をするという事業の形態が決まっていたというふうに伺っています。

また、国道についても、取りつけ部について、ここではどこの境界線かはわからんとですけど、用地買収等の、そういう意味での交差点化についてはうちでやるということで協議が整っていると伺っているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

私もこの公有財産購入費に関してなんですけれども、1点だけ、資料もつけてもらって、見せてもらっているんですけど、今後用地を購入して、それでイメージ的にどがんなつかかというのが全然ちょっとわからん。例えば、歩道を広くするとか、向かいには湯けむり広場ですかね、ああいうのはあるとですけども、ああいうのができるのか。あるいは、市道が広がるのか、イメージ的に全然湧かないところがあるので、計画段階で申しわけなかとですけど、どういったイメージを持たれているかということでお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

ちょっと見ていただいて、買収予定箇所と丸をつけております箇所でございます。こちらにつきましては、ぱっと見ていただきますと2カ所、今現在、交差点改良をいたしておりますが、そういった形にはなるというふうに考えております。なぜこれをするかといいますと、国道を大村方面から市道の病院通り線、こちらに曲がる際に非常に大型車両が大回りをするというような形で、交通の便が非常に悪いと。ここで大型車両が時間をかけて曲がりますと国道自体にも実際影響がございますし、交通渋滞が一番のメインかなということで考えているところでございます。

それで、この隅切り部分につきましては全部歩道になっていくというふうなことで考えていただいて結構だと思います。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、国道34号線大村方面から元医療センター側に左折するという状況の中において大型車両が左折しやすくなるよというのが1点。

それともう一点は、具体的には歩道が若干広がるよというようなイメージで捉えとっていいでしょうか。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

そのように考えていただいて結構だと思います。（「よかです、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

同じく市道新設改良事業、この中を質問させていただきます。

①の用地取得の面積、これはできれば今30坪というような話もございましたけれども、そのあたりを正確に。

②は、国道に絡むんだから国の交付金はないのかと。これは先ほど同様の質問がございましたので、この分は取り下げをしたいと思います。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

こちらの用地の面積でございますが、地目は宅地でございます、面積が126.21平米でございます。坪数にいたしますと約38坪でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

ここにある買収予定箇所ということで、この丸の点線の分じゃなくて四角の囲いのほうですか、その土地は。地図に示されておりますが。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

今お持ちの資料の下のほうに全筆買収と書いております、ここの面積が126平米でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

それでは、ここに歩道を多少広めにつくったとしても、余る土地というのが少し発生するかと思うんですが、そのあたりの利活用とかは考えられていませんか。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

確かに、議員がおっしゃいますように三角に用地ができるかと思えます。この利活用につきましては、まだ現段階では決めておりませんので、今後検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、47ページの4項。都市計画費、5目。公園費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、15節。工事請負費に関してお尋ねをします。

まず、工事に際しての撤去遊具の詳細についてということで、具体的な撤去遊具の種類に関してお尋ねします。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

北部公園につきましては、木製遊具が3基、プラスチック製の遊具が1基の4基でございます。

都市公園につきましては、嬉野松児童公園で複合遊具が1基、曙児童公園で滑り台、砂場、ブランコ、シーソーで4基。

立石児童公園が滑り台1基、山伏塚児童公園滑り台が1基、野畑公園が複合遊具、スプリング遊具で2基、轟の滝公園で滑り台2基、ブランコ1基、鷹の巣公園で滑り台、メリーゴーラウンド、鉄棒で3基でございます。

あと、今使用中止にしておりますみゆき公園の木製つり橋については現在撤去済みでありまして、イカダ記念公園の複合遊具につきましては、修繕でも可能ということで今検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、その修繕に関しては、修繕してまた再度設置されると思うとですけども、撤去された滑り台、ブランコ、あるいは木製遊具についての今後の対応も全く同じものをまた再整備するのか、あるいは若干そういったところの違う遊具設置するのか、そういう具体的なビジョンまであればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

現在使用中止にしております遊具につきましては、小さなものから大きな複合遊具まで多岐にわたっております。今後、更新していくに当たっては、対象年齢、敷地面積、さまざまな条件を加味して検討したいと考えております。

更新につきましては、次年度以降、一日も早く子どもたちが安全・安心に遊べるような遊具を整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

3回目です。

これは一般質問でも若干こういったニュアンスの質問が上がっていたんですけども、使えない現状で今くくられているという状況です。

そもそも周知に関しては一般質問でも出てきたんですけども、ホームページとか、市報とか、そういうのを活用して行われていた状況を私も知っているわけなんですけど、公園の使用をされる方というのはやはり子どもが主体なので、公園が再オープンしますよみたいな、逆に今度は使えるようになったときの周知、そういったところを今後どうしていくのかというところですね。

あともう一点、撤去をされるときに公園自体が使用禁止になるのか、あるいは公園の一部のゾーニングをして撤去をされるのかというところ。

もう一つは、今後の周知に関してはどのように考えているのか、最後そこだけ聞いて終わりたいと思います。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

撤去の工事につきましては、安全を確保できれば、公園そのものを閉鎖するという考えではございません。

今後の周知につきましては、公園そのものを全面的に閉鎖するものではございませんので、遊具が使えるような状態になりましたら広く広報したいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私も遊具撤去の分で質問をさせていただきます。

まず、一般質問でも何人かの議員の方からありましたけれども、これは都市公園の一部改正ということでこのように補正として上げられていると思いますが、この調査はいつされたんでしょうか。それから、使用禁止の札を出されたのはいつでしょうか。

それと、D判定ということで今回撤去ということになったと思うんですけれども、ちょっと重なるかもしれません、D判定の内容、どういうことで撤去に至ったかということをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

点検につきましては、6月10日から9月27日の間に点検調査を行っております。

使用制限につきましては、それをもちまして10月4日から使用制限をしております。

総合判定がD判定というのは、危険性が高い異常があり、緊急修繕が必要、または破棄し、更新を検討というものでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

D判定が多かったことで今回の撤去に至ると思うんですけれども、一般質問の中でも、これまで定期検診はされていたということで、そこの途中で、例えばメンテナンスとして塗装を塗りかえるとか、そういう作業をされていたと思うんですけれども、それでも今回の判定に至ったということですよ。

今、諸上議員からも質問がありましたけれども、その撤去をされたところは更地になってしばらくは公園が使えると思うんですけれども、その後の計画として、今まで遊具を置かれていたところを全部復元という形じゃないと先ほどそういう答弁で、年齢等とかあわせてま

た今後検討していくということで理解していいんですか。全て復元ということじゃないわけですね。その今後の計画というか、撤去された後はどうなっているのでしょうか。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

撤去後の計画ですけれども、今現在あるものと同じものをそこにまた更新するというわけではなく、やはり今あるものが構造的に問題というのがありますので、今後は面積とか、対象年齢、いろんなものを加味して検討をしたいと、子どもたちに喜んでいただけるようなものを設置していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

では、もう一度確認なんですけれども、撤去された後ゼロということではなく、何かしら遊具として設置するということよろしいですか。確認なんですけれども。

例えば、撤去したから全然なくなるよとか、遊具はゼロになるとかということじゃないわけですかね、その確認。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

基本的には遊具があったところには遊具を設置したいと考えております。ただ、面積的にどうしても狭いところとか、現在でも、今回の指摘事項の中に安全領域の確保ということで、やっぱり遊具と遊具の間が何メートル以上なければ危ないとかそういうものもございますので、場所によってはそこには設置せずにはほかのものを考えていきたいということも検討したいとは思っております。この間の一般質問でもありましたけれども、轟の滝公園等では、上と下と2カ所にありますので、それを1カ所にまとめるとか、そういうのも検討したいとは考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

これまでの説明で大体理解できましたけど、1つだけ。

今回このように点検等で使用禁止の遊具が出てまいりましたが、これまでこの遊具等で子どもたちにけがはなかったですか。それだけお伺いします。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

私が認識しているところではけがはあっておりません。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

理解できましたので、取り下げます。

○議長（田中政司君）

次に、48ページの6項、新幹線費、2目、新幹線整備費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

今回、補正で負担金が4,893万3,000円計上してありますけど、この事業に対しての——前回、合同常任委員会するときには負担金の決定ということでしたけど、よければその辺の説明をよろしく願いいたします。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

今回の補正の内訳ですけれども、約7割が駅舎建設工事にかかわるものでございます。そのほかに電気工事、レールの敷設工事、用地費等となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

今後も開業までに市の負担金はかかると思いますが、今後の事業等、どのようなものを事業化するとか、そしてそれに係る負担金が今わかっていれば、御存じであれば御説明をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

残りの事業計画といたしましては、駅舎の建物本体工事、それに伴う電気工事が主なものでございます。

負担金といたしましても、令和3年度完成予定の事業計画に基づき、費用負担を行ってまいります。

金額といたしましては、嬉野市の負担金ベースで申しますと、今現在示されている部分では、全体で3億4,000万円ということでお聞きしております、残額が4,800万円程度になっております。ただし、これにつきましては、当初の事業費ベースでの事業費負担金でございますので、平成31年、ことしの4月に工事の実施の変更がなされておまして、全体での増額がされております。それに伴っての負担金につきましては今後、県と協議するという事になっておりますので、最終的に幾らということはまだ決定しておりません。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

当初、令和3年までは3億4,000万円、残が4,800万円ということですが、これより膨らむということで認識しとってよかわけですか。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

現時点では、膨らむというのが確定したわけではございません。

以上です。

○議長（田中政司君）

これで歳出45ページから48ページまで、8款、土木費の質疑を終わります。

次に歳出49ページ、9款、消防費について質疑を行います。

1項、消防費、4目、防災行政無線費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、13節、委託料に関して質問をします。

戸別受信機の件です。戸別受信機が現在、設置数がどれくらいあって、大体何割ぐらいの設置率なのかということをお聞きして、合同常任委員会でもありましたが、その中において、音信不通等々による説明があったんですけれども、その詳細に関して、2点お聞きしたいと

思います。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

まず、設置率でございます。設置率につきましては、個人宅への設置率は市内全域で61%となっております。

それから、受信不良による原因といいますと、この防災無線、平成24年から26年度にかけて事業を行っております。それから5年ほど経過をいたしてきておりますので、やはり戸別受信機の耐用年数というのが大体5年程度というようなことも言われております。そういうこともありまして、経年劣化による故障、それから受信不良等が昨年と比べまして急激にことし多くありました。

または、近年、太陽光パネルの設置等もふえてきておりまして、これによりまして電波の届き方が変わってきて、聞こえなくなるというようなケースもあるように聞いております。それによつては、家の外につける受信用のアンテナをつけたりとか、移設したりというようなことが出てきますので、特に今年度は非常にこういう例が多くて、既存の予算では間に合わなかったということで増額の補正をお願いしているところでございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

設置率が61%ということで、その設置の推進に向けての取り組みというのもされていらっしゃる、必要になってくるのかなと思うんですけども、その中において、どのように設置推進に向けての取り組みをなされるのか。それと、あと、学校、保育園、福祉施設、そういった事業所、あるいは病院、そういったところと、一般的にはほかの会社、企業関係もあるんですけども、企業に対しての設置に関してはどのように対応されているのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

加入促進でございますけれども、当初の取り組みとしては広報誌等で加入を呼びかけておりましたけれども、なかなか加入率が上がってこないということもありまして、今年度というか、近年取り組んでおるところは、未設置世帯について加入促進の依頼を直接送るとか、あと、集合住宅に関しても設置していただけるように、所有者の方をお願いをしたりという

ようなことで促進の取り組みを行っております。

事業所につきましては大分加入をしていただいているんですけども、これについても直接お願いをして加入してもらうような取り組みを行っているところでございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

3回目ですけれども、その一番最初の課長の答弁の中で、受信不良による取りかえというか、耐用年数も5年ということで、ことしが急激にふえたという答弁の中に、太陽光発電等々の設置に関しても、結構、戸別受信機の電波が左右するというようなところもおっしゃる中で、これはできるかどうかというところをそもそも論としてお聞きするんですけども、結構太陽光発電の乱立と申しますか、そういったところで結構気になっているところもあるのかなと私は個人的に思ったんですけど、そういうところを逆に制限をかけるというようなことはできないのかなと思って、お聞きして最後にしたいと思います。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午後2時31分 休憩

午後2時32分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

同じく戸別受信機設置・移設・撤去72万5,000円についてお尋ねします。

こちらは合同常任委員会の中で15台分という数字をお示しいただきました。それは、全て撤去ということで理解してよろしいのでしょうかということが1点。

あと昨年度、平成30年度の予算では、当初予算で59万4,000円、12月の補正で29万2,000円、決算で53万2,440円ということでした。今年度当初予算では89万4,000円、今回72万5,000円ということですが、5年経過しているということでやっぱりいろいろ故障だったりあると思うんですけども、例えばちょっと調子がおかしいよというときには、まず囑託員さんに言って——流れ的に、例えば今後調子がおかしいとかというときには、どこにどんなふうにしてお伝えしたらよろしいのでしょうか、2点。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

まず、今回の補正予算は撤去の分が全てではございませんで、修理とか移設とか、場合によっては撤去が必要なものもありますので、その不足する額を計上しているというところでございます。

それから、予算、決算につきましては議員の御発言のとおりでございますけれども、そういうことで令和元年度予算も見込みを立てながら予算を立てたところでしたけれども、やはり先ほど申しましたように故障のほうが非常に多く発生したというところでございます。

それで、調子が悪いときはどこに伝えたらよいかということですが、これにつきましては直接、市役所の総務・防災課のほうに御連絡していただければ、状況を確認して対応していきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

先ほどの15台ということの内訳が、設置なのか、移設、撤去の内訳がわかれば教えていただきたいと思います。

それと、今後、やはり5年経過しているということで、撤去とか——またそのときは交換で設置していただけるということで理解してよろしいのでしょうか。

あと、その設置率が61%ということで、先ほど諸上議員からもありましたけれども、もっともっと設置率を上げていただくために、今後どのように取り組みをされるのでしょうか、お伺いします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

まず、15台の内訳ですけれども、これについては来年の3月まで、年度末までの分を見込みまして、ちょっと不足する分、修繕とか、移設とか、こういうのも見込みで予算を計上しております。

それから、受信機が不良になった場合の対応につきましては、まだ整備したときの受信機の在庫がありますので、その分で対応できる分は対応していきたいと思ひます。

それから、加入促進につきましては先ほども答弁いたしましたけれども、いろいろな加入促進の方法をとりながら、職員で努力していきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

私の質問は、設置率が61%とお伺いいたしまして、私としてはちょっと少ないかなというのが印象でございます。近年続く自然災害等で豪雨とかいろいろございますが、それによって設置率が幾らかはふえたんじゃないかなとは思っているんですけど、先ほどからの周知と増田議員も申されていましたが、ハザードマップ等でも危険地域もわかると思いますので、できればそういうふうな危険地帯とか、私のように塩田川の河川沿いとか、そういうふうな危険地域の方々には、戸別受信機を設置していただくようなお声かけをしていただければなということをして1つだけ、一般質問になりましたけど。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

先ほど私設置率が61%と申し上げましたけれども、やはり市内各地区においては設置率にばらつきがございます。やはり設置率が低いところというのは市街地になってきます。特に、嬉野町の中心街のあたりとか、新しく家が建っているところとか、集合住宅が多いようなところが非常に設置率が低くなっております。それでは、そこが安全な区域であるかということとはさておき、やはり防災無線については災害に限らずいろんな情報が流せますので、やはりそういったところにも加入促進のほうには取り組んでいきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

次に、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

ある程度のことは理解しました。

その中で、この理由の中に経年劣化による故障とか、あと太陽光の影響もということだったんじゃないですか。この太陽光の影響もということで済ませていいものなのかなと思っております。ここはそれこそ無線の業者さんとか何とか、当然お金を払って仕入れているわけですし、ここの太陽光が実際に本当に影響があるのかという調査ぐらいはしていただいてもいいんじゃないかと思うんですけど、そこら辺確認をお願いします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えいたします。

まず、戸別受信機のふぐあいについても何か原因があるのではないかなというようなお尋ねもしておりますけれども、直接、機能の問題ではないというようなことで、やはり経年劣化というようなことをお聞きしております。

それから、太陽光による電波障害といえますか、そういったところも出てきておりますの

で、その原因についてはやはり業者等にもう一度確認しまして、対策ができるようであれば対策をとって、良好な受信ができるように努めていきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

まあまあ、一番大変なとき、大事なとき、必要なときに使えなかったら意味がないものなので、そこら辺をしっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

答弁はよろしいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

これで歳出49ページの9款、消防費の質疑を終わります。

次に、歳出50ページから54ページまで、10款、教育費について質疑を行います。

初めに、50ページの1項、教育総務費、2目、事務局費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

それでは、2目、事務局費の辞書引き学習支援事業について、68万8,000円計上されておりますが、その部分の質問をいたします。

まず、これが本年度で6年目となっていると思っております。現在こういった形で教育の場で利用されておられるのか、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えをいたします。

まず、今小学4年生が使っている辞書引学習辞典でございます。ごらんのように、辞典の上に附箋がたくさんついています。（現物を示す）この附箋に、調べた言葉、文字を書いて、その辞書のページの上に張っているというような形で活用をしております。小学3年生に贈っておりますので、これが1年間の学習の跡ということが言えます。

3年生の国語の教科書に、国語辞典の使い方を知ろうという単元がありまして、その単元を扉として、国語の時間を中心に、意味がわからなかった言葉や新しく出てきた言葉などを授業中に調べております。

また、特別に辞典を使った意味調べの時間を設けるなどもあります。

また、授業の中で疑問が出てきたときに調べてみようということで引くこともあります。

附箋につきましては、市内の多くの学校で、今申し上げましたが、自分が調べた言葉を附箋紙に書いてそのページに張るということで使っております。

この取り組みのよさですが、附箋を張ることによって、自分はこれだけ学んできたんだという今までの学びを実感したり、もっと附箋をふやしていきたい、もっと調べたいというような学習意欲につながるものと思っております。

吸収力の高い小学校の中学年の段階で、自発的に調べるという習慣を身につけることは非常に重要であると思っております。

また、指導的な立場から行きますと、みんなが同じ辞書を持っているわけですので、何ページを開いてくださいということによって、みんなが同じページ、同じ内容を見て、そこで調べることができるといったところで、いつでも自分の辞書が引けるという環境等も含めまして、非常に有効であると思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

丁寧な御説明ありがとうございました。

ここにも書いてありますように、小学校3年生からこの辞書を引くことを学習のために、一つの習慣をつけるということでありまして、これはだんだん習慣化することによって、いろんな疑問があったときに一度にそこで見られるということであろうかと思えます。

それで、意地悪な質問になるかもわかりませんが、これは多分、国語の時間で利用されるんじゃないかと思えますけれども、いろんな面で、例えば社会とか、理科とか学習する中で疑問に思うこと、それは先生とかが言われたんじゃないしに、子ども自身がこの言葉は何だろうか興味があったときに、にわかには調べるような一つのくせと申しましょうか、習慣づけができないものか。もしくは家庭に帰って宿題をする、もしくはいろんな面で、新聞あたりの情報が入ったときに自分で引くくせというのになればいいなと思っているわけです。義務感でここにすることが一つの発端でしょうけれども、延長線上でそういった形ができないのかと。そうするためには常に必携といいましょうか、ランドセルの中に入れて学校の行き帰り、家庭では家庭で、学校は学校でと、そういったことの展開は可能でしょうか、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

ふだんは学校の教室のほうに置いております。国語の時間だけに限らず、調べ学習の中で自分がわからなかった言葉などがあれば、それは随時、子どもたちが自分で調べていくと。こういった活動が、例えばほかの動物辞典とか、ほかの辞典に広がりながら、調べて探求し

ていく、そういった学習の力というものが身についていくのではないかというふうに思っております。

ただ、これを持ち帰ると、非常に子どもたちの荷物はどうございますので、これを毎日持ち帰るといのはちょっと厳しいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

私も勘違いしていましたが、常日ごろ、そういったことで学習の中で、教科が変わっても利用しているということで理解をいたしました。素晴らしいことだと思っております。

その中で、今回12月の補正で上がっておりますけれども、ずっと従前は当初で上がっていましたが、補正で上がった理由を含めて、当初で上げるべきという言い方はいたしませんけれども、そこら辺は、こうなった理由なりをまず確認します。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

山下議員おっしゃるとおり、今までは当初で上がっておりました。ただ、昨年度、平成30年度は骨格予算だったために12月補正で計上をさせていただきました。

今年度につきましては、当初予算において小・中学校のパソコンの更新事業など、大きな予算を伴う事業がございまして、辞書引学習支援については授業の効果を再検証することとして見送っていたところでございます。その再検証というところで、ことしの4月に3年生に配付をしまして、約半年ほどたった今の時期に、学校での状況をお聞きしまして、同じ辞典を使うことによる指導がスムーズになり効率的に授業ができるということがございましたので、効果が非常に大きく、現場からの要望も多かったために、ぜひ継続をさせていただきたいということで、今回12月の補正でお願いした次第でございます。

以上でございます。（「はい、以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

これに関しては毎年質問をさせていただいていますが、実際のところこれは、先ほど何でこの時期に補正なのかということで説明をいただきました。これは6年目ぐらいになるんですよね。それで、これだけやってきたということは、その必要性というのはある程度ある

んじゃないかと。

先ほちょっと辞書を見せてもらいましたけど、これだけしっかりと附箋を張って使ってもらっているんだから、68万8,000円、これくらいの予算ぐらいは当たり前当初からつけていてもいいんじゃないかと思うんですよ。これはちょっと私、嬉野市の小学生の子どもたちがしっかり勉強したいと思ってやっていることに対してこれくらいの予算ぐらいつけましょうよという、その思いだけを私はきょう伝えたかった。

いろいろと予算的なものはあるんでしょうけど、そこら辺ちょっと、今後のことも含めて、そこら辺の答弁を市長にいただきたいなと思っていますけど。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

これは、決して支出を渋っているから予算の当初での見送りをしたわけではないということとをまず強調させていただきたいというふうに思っています。

私が就任してすぐに骨格予算の編成のときに抱いた問題意識の一つが、一律に同じ辞書を皆さんに配付するということが、果たして学習効果を高める上で本当にそれでいいのかというのがまずありました。それぞれの個性とか、見やすさとか、あとまた学習の発達度合いとか、そういったところを見極めて、辞書を自分で選ぶということも必要な作業ではないかなというふうにも思いましたので、辞書を補助する形にするのか、それとも、それぞれに選んで、また辞書とは別のところで子どもたちのそういったところの負担軽減につなげていくのかとか、いろいろ考えてみたというところもあります。

実際、やっぱりこれから英語も小学校でも教科化をするということになりますので、いろんな学力の基礎というのが、わからないことを自分の頭で考える。そして調べるという作業の繰り返しだというふうに思っておりますので、だからこそ辞書を選ぶというのも、これは勉強の一つだというふうに私は思っていたところであります。

しかしながら、教育現場の運用とか、そういったところの実態の中でも、同一の辞書を使うほうが授業の効率もよいということでありましたので、今回、予算としてお願いしましたが、次年度は当初で上げるようにということで、私のほうから申し上げたようなところでございます。

以上でございます。（「ありがとうございます、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、53ページの4項、社会教育費、7目、文化財費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

7目. 文化財費についてお伺いたします……

○議長（田中政司君）

これは、そしたら1つつですかね、13節. 委託料、15節. 工事請負費、19節. 負担金、補助及び交付金。

○14番（芦塚典子君）続

1つつでお願いします。よろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

はい。まず、13節. 委託料からですね。

○14番（芦塚典子君）続

はい。13節. 委託料が、街なみ環境整備事業で道路美装測量設計と消火栓設置設計に375万円減額になっておりますけど、その減額の理由と、道路美装と消火栓設置、別々に減額なのか、そこら辺をお願いします。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

まず、減額の理由でございますけれども、この事業は社会資本整備総合交付金を活用して、塩田津伝建地区内の整備を実施しているものです。今年度は、要望額に対しまして87%の内示額でありましたので、当初の事業費を減額するものでございます。

設計業務につきましては、今年度は先ほどおっしゃられた2件を予定しておりましたが、そのうちの市道塩田袋線道路美装測量設計の375万円を減額いたし、来年度以降に実施することにいたします。ですので、市道塩田袋線及びみなと広場消火栓設置、5基の消火栓設置の設計業務1件となります。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

すみません最後が、5基が減額なんですかね。みなと広場の消火栓の5基というのが減額なのか、ちょっとそれがわからなくて。

それと、道路美装工事は次の年度に延ばすということなんですけど、消火栓の設置工事は全体で何十基だったと思いますけど、その全体の分の設計業務はこれには入っていないんでしょうか。みなと広場のほうとおっしゃったので。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

先ほど申し上げました、市道塩田袋線とみなと広場の消火栓設置ということで5基を設置する設計業務は今年度の事業で行います。

それで、計画期間が令和7年度までございますけれども、その期間のうちに25基を設置する計画をしております。それは計画的にしております、今年度は5基の設計業務を委託するものでございます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

次、15節に……

○議長（田中政司君）

次、15節の工事請負費ですね。

○14番（芦塚典子君） 続

はい。5基で、全25基は令和7年度までに設置予定ということで理解いたしました。

次の15節、工事請負費の街なみ環境整備事業45万2,000円、これはどのように整備をなさっているのか。これは道路美装なのか、消火栓設置工事なのか、45万2,000円の補正の分です。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えします。

今回の補正で45万2,000円を増額させていただきました。今年度実施を予定している工事は2件ございます。

まず、市道塩田宿線道路美装工事でございます。こちらは生蓮寺参道付近の前から国道498号に接する終点までの延長87.3メートルの道路美装化を行うものでございます。

もう一つは、塩田宿線に消火栓を設置する工事でございます。この消火栓は2基を設置する工事でございます。この工事によりまして、市道塩田宿線の路線は今年度で整備完了となります。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

この分はちょっと延期になっておりましたので、今年度87.3メートルは終了ということで

すね。理解いたしました。

それで、消火栓2基はこの残の25基の中の2基なんですか。ちょっとそこら辺がよくわからなかったので、説明をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

計画の中の25基のうちの2基を設置するという工事でございます。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

その塩田袋線の5基と、2基は、25基の中に入るのか、それを質問いたします。全体で25基なのか。塩田袋線も入って25基なのか。伝建地区だけが今の25基の2基なのか、塩田袋線はまた別なのか、そこら辺を説明してください。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

先ほどから申し上げます計画のうちの25基というのは、この区域内全部で25基を設置するというものでございます。

○議長（田中政司君）

区域内全部というと、塩田袋線とかなんとかということも含まれるということ。

○教育総務課長（武藤清子君）続

はい。区域内の路線、塩田袋線や塩田宿線など、そのほかの道路まで含めて25基ということでございます。

○議長（田中政司君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

今ので15節、工事請負費3回ですので、次よかですね。芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

15節、負担金、補助金及び交付金についてお伺いいたします。

補助金が200万円ですかね、これの減額の理由と、それと住宅修景の予定場所というのがあったのかどうか、お聞きいたします。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

こちらの住宅修景でございますが、こちらは町並みの環境を向上させるために住宅等の外観の補修を希望する所有者に対し補助をするものでございますが、今年度は希望する方がいなかったために、当初予算200万円全額を減額するものでございます。

そして、住宅修景の予定の場所はどこかということでございますけれども、この事業の対象となる地区は伝建地区のほかに、伝建地区の東側、塩田工業のあたりまでが対象となりますけれども、今年度は予定の場所というのはございませんでした。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

ありがとうございます。ただ、伝建地区で住宅は修理というふうに言って、修景は街なみ環境整備事業で行う、国土交通省が行う修景ということで、別々で今までしていたと思うんですよ。修景は防火用水とか小さい公園、木とか、こういうのを修景としていたので、住宅修理は文化庁の事業だと思ってですね。

それで、今度私が修景と言っているのは国土交通省の、例えば防火用水とか小さい公園とか、管内の木とかそういうのに予算を充てられたと思うんですけど、そこら辺がちょっと曖昧だったので、よくわからなかったんですけど、ただ、厳密にいう修景、国土交通省が行う修景、これは今までどれくらい利用されているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

こちらの国土交通省のメニューの中にある住宅修景についてでございますけれども、今までに5件補助をしたことがございます。平成25年と28年、29年、30年にかけて、すみません4件です。4件の修景を行って補助をいたしました。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

最後、芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

後で詳細をいただきたいと思うんですけど、私が言う修景というのは、防火用水とか、小さい公園とか、それから木々の保存、管理、そういうのに国土交通省の事業が使われたと思うんです。恐らく前年度までは3億7,000万円ぐらい使われたと思うんですよ。それで、その辺の詳細を知りたかったんですけど、多分、今お持ちじゃないんじゃないかと思えます

ので、できたら後でその明細をいただければと思いますけど。よろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

恐らく議員さんがおっしゃっているのは、伝統的建造物保存地区内の補助事業と、今言っている社会資本整備総合交付金事業の中のこの今の街なみ環境整備事業と、恐らく1つに考えていらっしゃるのかなと、そうじゃないですかね。この街なみ環境整備事業につきましての修景というのは、建物の外観とか工作物を変更するのを修景工事と呼んでおります。

伝統的建造物保存地区内の補助事業につきましては、建物を修理ということで、あと、植栽とか、そういうのを修景というふうな形で呼んでおりますので、補助事業のメニューと1つになっていないところもございますので、また後ほど詳しく説明させていただきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

これで歳出50ページから54ページまで、10款。教育費についての質疑を終わります。

次に、歳出58ページの、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正について質疑を行います。

このことについて質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

議長すみません、1つ。

一応2つ項目がありまして、58ページのオリンピック聖火リレー関連事業と、生涯スポーツ活動事業（スポーツライフ推進事業）の分ですけど。

○議長（田中政司君）

オリンピック聖火リレー関連事業と生涯スポーツ活動事業ね。

○7番（川内聖二君）続

はい。全部で3つか、別々3つか。

○議長（田中政司君）

議運委員長、ここは1事業で3回まででよかですね。

○7番（川内聖二君）続

じゃ、1つで3つ、よろしいですか。

○議長（田中政司君）

そいけん、オリンピック聖火リレー関連事業で3回、生涯スポーツ活動事業で3回。

○7番（川内聖二君）続

はい、わかりました。ありがとうございます。

そしたら、58ページの分の債務負担行為について質問をしたいと思います。

前回の合同常任委員会的时候には、令和2年の5月10日に嬉野市において聖火リレーが開催されるという御説明を受けました。

そのグッズ等が来年の2月から3月にかけて発注をしなければ間に合わないという説明だったんですけど、まず、その5月10日に行われる聖火リレーについて、詳細な御説明をお伺いしたいということと、それと、グッズに関して、どのようなものを準備されるのか。そのグッズをどのようなふうにして使用になられるのかをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

嬉野市内での聖火リレーの詳細な説明ということでありまして、今まで準備をしておりますけれども、未公表という部分も多々ありますので、公表できる分についてお知らせをしたいと思います。

東京2020オリンピック聖火リレーですけれども、令和2年3月26日に福島県をスタートいたします。以降、全国をめぐるまして、最後は7月24日に東京にゴールとなります。

先日申し上げましたけれども、佐賀県におきましては5月10日、11日の2日間で行われまして、嬉野市におきましては5月10日日曜日に実施をする予定でございます。

ルートですけれども、実は12月17日本日、ルート及び佐賀県実行委員会選抜枠44名、県のほうに申し込みをされている聖火リレーのランナーの方がいらっしゃいますけれども、本日公表の予定となっております。もしかしたら、もうプレスリリースされておられるかもしれません。まだこちらのほうで私が確認できておりませんので、ここでの公表は差し控えたいと思いますけれども、本日以降、そういった場所と佐賀県の44名に関しましては公表があらうかと思っております。

あと、区間とかリレーの実施時刻、これは年明け、来年の1月以降に発表される予定。それから、どこを通るよというのは大会の3週間前にしか発表されないようになっております。

聖火ランナーにつきましては、ことしの12月25日に全聖火ランナーへの決定通知がオリンピック組織委員会のほうから通知をされる予定でございます。

3月以降に場所の連絡とか、二、三週間前に、どこを走るよという連絡が来ると、そのような状況になっておるところでございます。

続きまして、記念品、グッズの説明ですけれども、オリンピック組織委員会からライセンス許可を受けている事業者からの購入となります。聖火リレー当日に御協力をいただいた方、

運営に御協力をいただいた方や来場者300名分を用意して配付をする予定でございます。

記念品につきましては、オリンピックエンブレム、マスコットのキーホルダーやハンドタオル等、あと文房具等を準備したいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

詳しい説明をありがとうございました。まだ未定ということで、3月以降にならないと承知いたしました。

その商品300名分でエンブレム、マスコット、キーホルダー、文具ということでしたけど、この300名分で一応足りるというふうなことで今回300名分を注文されるのですかね。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えいたします。

大変申しわけございませんけれども、先着300名分とさせていただきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

そしたら、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の生涯スポーツ活動事業（スポーツライフ推進事業）についてお伺いしますが、前回の説明のときには、観戦チケットの購入費ということで説明を受けましたが、その4つのスポーツ団体、7人制ラグビーの女子と、そしてバレーボール男子、そしてポストタウンになっているオランダの空手チーム、そしてボッチャ競技のほうということでしたけれども、このチケットですけど、各スポーツに対して10枚ずつ購入で、そしてこの補助をしていただくスポーツサポーターに登録をしていただいた方、そして実施されるウォーキングチャレンジに参加した人に抽せん差し上げるということだったんですけど、これも説明をまたお願いしますが、ウォーキングチャレンジというのが自分がわからなくて、それを御説明していただきたいということ。

それと、チケットをいただいても、場所は東京ですよ、会場は。となったら、チケットをいただいて、行った先の宿泊先等の相談にも乗られるのか。

そして、もう一つは抽せんということなんですけど、希望者だけの抽せんですよ。その辺、説明をお願いしたいと思うんですけど。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

まず、ウォーク・チャレンジ・ジャパンということについて御説明をいたしたいと思いません。

これは、オランダのウォーキンググループ、ウォーキング団体が、4年に1回、オリンピック行われるときに、その国に行ってウォーキングを楽しんで東京の会場を目指すというイベントを行っていらっしゃるところでございます。

東京オリンピック・パラリンピック大会の開催期間中に、約200名から300名、まだ数ははっきりしませんけれども、オランダの方が日本を訪れ、数週間にわたって各地でウォーキング、観光、文化イベントを楽しむ企画であります。

長崎を起点に、オランダと縁のある自治体を訪問して東京を目指すというところでありますので、オランダという国は佐賀県の、そして嬉野市のホストタウンでもありますので、現地を昨年からことしにかけて何回か見ていただきまして、嬉野市を通るよというところで決定をしていただきました。

日にちはまだ確定はしておりませんが、大規模なイベントになろうかと思いません。そのときに、スポーツサポーターとか、ボランティアでお手伝いをいただく皆さんを中心に、その方々にチケットをお渡しするという形にしたいなど。もちろん、前段で申し上げられましたスポーツサポーター、こちらのほうにもお渡ししたいなというふうに思っております。

チケットをもらった後どのような形になるのかというところですが、こちらのほうはオリンピックの記念チケットということで大変貴重なものになりますので、こちらのほうを差し上げるということで。あとの交通手段につきましては、恐らく個人のツアーもできると思っておりますので、そちらのほうに御参加をいただきたいなというふうに思っております。市からの助成は今のところ予定をしておりません。

チケットの抽せん方法ですが、先ほども申し上げましたけれども、やはりイベントの補助をしていただいた方、こちらをまず、優先的にお渡ししたいというふうに思っております。数が40枚なので、ちょっと限りがありますけれども、その残りの分はまた考えていきたいなというふうに思っております。

まず最初に、補助をいただいた方から。それで、もし残れば、そのときはまたどうするかまた方法を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

ありがとうございました。

そしたら最後に1つだけ。その40枚のチケットを各10枚ずつということだったんですけど、確実に市のほうで購入ができるんですかね。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えいたします。

実は、自治体は1競技30枚までという縛りがございます。今回10枚というところで、恐らく人気があるスポーツに関しましては枚数を減らされる可能性というのも十分ございます。確実なところではないですけども、10枚ずつ、計40枚は確保できるのではないかというふうに思っております。その決定が3月に参りますので、その決定を受けて購入の準備をしたいと思っております。

以上です。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

これで歳出58ページの債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正についての質疑を終わります。

これで25ページから59ページまでの歳出についての質疑を終わります。

これで議案第86号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）の質疑を終わります。

次に、議案第87号 令和元年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第88号 令和元年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第89号 令和元年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第90号 令和元年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第91号 令和元年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第92号 令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第93号 令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第94号 令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第95号 令和元年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

それでは、質問をいたします。

収入の3ページの分で、1目、上水道給水収益、今回マイナス2,840万円ということで、確定に伴うもので、しかも駅前周辺ということで説明がございましたので、大型施設等がございますので、その辺の関係かなということは想像できるわけですが、一応この辺の詳細な説明をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（山本伸也君）

お答えいたします。

駅前周辺の減少についてということですが、この分につきましては医療センターの分になります。医療センターの建設について打ち合わせを行ったときに、旧医療センターの1日の平均の水道使用料が約300立法メートルということで受けましたので、1日平均の水道使用料を医療センター、ドクターズマンション等を含めまして、今年度380立法メートルで見込みをしておりましたが、今年度、現時点におきましては、1日当たりの医療センター等のドクターズマンション等も含めませんが、約170立法メートルであったため、ちょっと半減しておるんですが、そのために減額をいたしております。

医療センターにつきましては、今年6月に開業をしているということで、節水型の給水設備を使用しているのではないかと水道課のほうでは分析をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

それまでの使用水量等で試算をしていたということと、それから今、課長から説明がございましたけれども、最新の設備というようなことで、節水が非常に進んでいるということで理解していいですね、約半減したということで。一応確認を。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（山本伸也君）

お答えいたします。

6月、今年ということでもかなり節水方の設備を使用しているということで理解していただいてよろしいと思います。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは次に、追加議案の質疑を行います。

次に、議案第96号 嬉野市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

なお、議案第96号については追加議案で通告の時間がありませんでしたので、通告書なしでの質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで議案第96号 嬉野市教育委員会委員の任命についての質疑を終わります。

これで提出議案全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では12月18日も議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了したため、18日は休会にいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、12月18日は休会とすることに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後3時25分 散会